

スーパーバランス

(毎月分配型)

世界規模のバランス運用。



やじろべえ

(愛称)

追加型株式投資信託

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■設定・運用は

明治ドレスナー・アセットマネジメント

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称: **やじろべえ**
追加型株式投資信託

投資信託説明書 (交付目論見書)

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

明治ドレスナー・アセットマネジメント

1. 「スーパーバランス(毎月分配型)」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年4月14日に関東財務局長に提出しており、平成18年4月15日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主に内外の株式、公社債およびリート(不動産投資信託)を投資対象としています。一般的に株式、公社債およびリーツの価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
3. 投資信託は、元本が保証された商品ではありません。
4. 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆様に、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。
5. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
6. 本書は、証券取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書（交付目論見書）です。
7. 証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録してくださるようお願いいたします。

発行者名 : 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 森 晋吉

本店の所在の場所 : 東京都港区北青山三丁目6番7号

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : スーパーバランス（毎月分配型）

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額 : 上限 5,000億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

投資信託振替制度への移行について（お知らせ）

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

※政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）ファンドの受益権は、本交付目論見書の「8. ファンドの運営方法などが知りたい」中の《その他ファンド情報》「5. 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「5. 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「8. ファンドの運営方法などが知りたい」中の《管理および運営の概要》の「3. 信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権※を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

※受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

以上

ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書(目論見書)の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。詳細は本文の該当箇所をご覧ください。

追加型株式投資信託

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称：やじろべえ

基本的性格	追加型株式投資信託
運用の基本方針	日本を含む世界の6資産に分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。
主な投資対象	日本を含む世界の債券、株式およびリート(不動産投資信託)に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
価額変動リスク	株式、公社債およびリートなど値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	無期限です。
信託報酬	純資産総額に対して年1.365%(税抜1.30%)
収益分配	毎月9日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、5営業日目からお支払いいたします。なお、分配金再投資コースにてお申込みの場合は決算日の翌営業日に自動的に再投資されます。
お申込単位	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社もしくは下記委託会社までお問い合わせください。
お申込手数料	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社もしくは下記委託会社までお問い合わせください。
お申込価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口=1円)
ご換金単位	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社もしくは下記委託会社までお問い合わせください。
ご換金手数料	無手数料です。
ご換金価額	ご換金(解約)受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額(翌営業日の基準価額の0.3%)を控除した額(解約価額)となります。
販売会社	下記委託会社にてご照会いただけます。
基準価額	販売会社または下記委託会社にてご照会いただけます。

★ファンドに関するお問い合わせ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号：03-5469-2946(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.mdam.co.jp>

ファンドの特色

1.

日本を含む世界の6資産(国内外の債券、株式およびリート)にバランスよく分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 運用に際して、マザーファンドを活用します。
- 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- 運用にあたって、りそな信託銀行から資産配分をはじめ長期資産運用で培ったノウハウの基づく助言ならびに情報提供を受けます。

※りそな信託銀行は、資産運用の分野で豊富な実績を有しております。特に、年金資産の運用においては、総勢約150名にのぼる運用スタッフにより、お客さまの多様なニーズに応じた効率的な資産運用を行っています。2005年12月末のりそな信託銀行の年金資産運用残高は6兆3000億円を超え、企業年金のリーディングバンクとしての実績を残しています。

世界の6資産に分散投資

- 「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせることでリスク分散させる投資方法を言います。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。
- 世界の6資産(国内外の債券、株式、リート)に分散投資をすることによって、収益機会が拡大するとともに、単一の資産、通貨、国などに投資を行う場合と比較して、収益安定効果が期待できます。
- 経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセット・アロケーション(資産配分)戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

＜アセットアロケーション＞

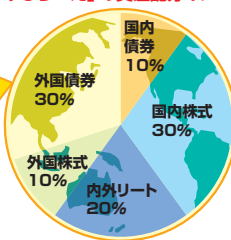
資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%～17%
国内株式	30%	23%～37%
外国債券	30%	23%～37%
外国株式	10%	3%～17%
内外リート	20%	18%～22%
キャッシュ	0%	0%～7%

※基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

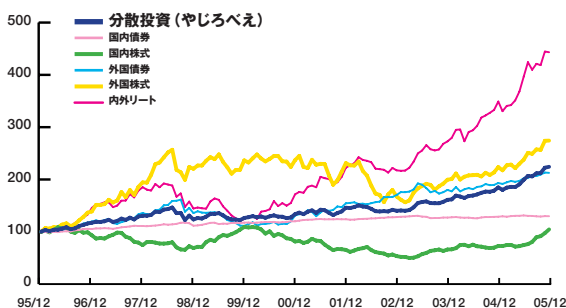
世界の6資産



「やじろべえ」の資産配分イメージ



国際分散投資の効果



データ期間:1995年12月末～2005年12月末までの過去10年間

国内債券=NOMURA-BP総合

国内株式=TOPIX(東証株価指数)

外国債券=シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)

外国株式=MSCI-KOKUSAI(税引き前配当込、円換算ベース)

内外リート=SSP シティグループ・グローバル REIT インデックス(含む日本、円ベース)

分散投資=以下の資産の組合せで投資した場合の合成インデックス

国内債券(NOMURA-BP総合):10%

国内株式(TOPIX):30%

外国債券(シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)):30%

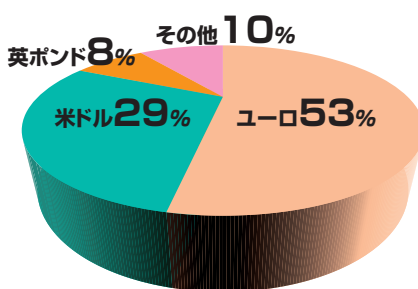
外国株式(MSCI-KOKUSAI(税引き前配当込、円換算ベース)):10%

内外リート(SSP シティグループ・グローバル REIT インデックス(含む日本、円ベース)):20%

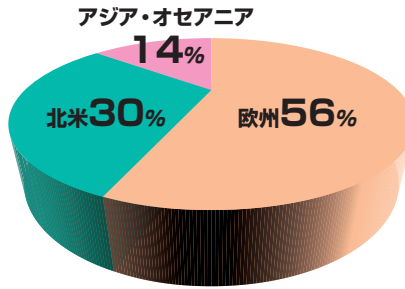
左記のグラフは分散投資の効果を示すために用いたものであり、当ファンドの運用成果を示すものではありません。また、将来の運用成果をお約束するものではありません。NOMURA-BP総合、TOPIX(東証株価指数)シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)、MSCI-KOKUSAI(税引き前配当込、円換算ベース)、SSP シティグループ・グローバル REIT インデックス(含む日本、円ベース)に関する著作権など知的財産権。その他一切の権利はそれぞれ野村證券株式会社、株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケット・インク、モルガンスタンレー・キャピタル・インターナショナル社、ザ・マグローヒル社の1部門であるスタンダード・アンド・プアーズに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

各資産の運用について

- 投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。
 - ・国内債券⇒安定性⇒信用力・流動性を考慮した国債中心の運用
 - ・国内株式⇒成長性⇒TOPIX（東証株価指数）+アルファを目指す運用
 - ・外国債券⇒安定性・好利回り⇒先進国の国債中心の運用
※シティグループ世界国債インデックス（除く日本）の採用国を主な投資対象国とします。
 - ・外国株式⇒成長性・好配当利回り⇒先進国の好配当銘柄に注目した運用
※MSCI-KOKUSAIインデックスの採用国を主な投資対象国とします。
 - ・内外リート⇒好利回り⇒インデックス運用
- 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。



外国債券通貨配分構成

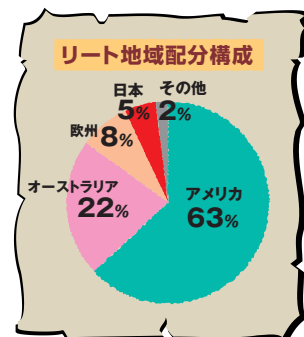


外国株式地域配分構成

※上記グラフはモデルポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

国内外のリートについて

- 市場の規模や配当金の利回り水準などを考慮し、日本を含む世界のリートを対象に基本組入比率を設定し、ポートフォリオを構築します。



※上記グラフはモデルポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

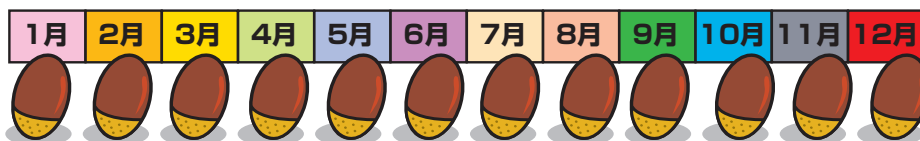
※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2.

毎月(原則9日)決算をし、「収益分配方針」に基づき分配を行います。
原則として、安定した分配を継続的に行うことを目指します。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

「やじろべえ」の収益分配イメージ



毎月9日に決算

ファンドのリスク

ファンドは、株式、公社債およびリートなど値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり元本が保証されているものではありません。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

① 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

② 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③ リートの主なリスク

1. 賃料の値上げ・値下げ、入居率(空室率)の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。
2. 自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても、リートの価格は変動することもあります。
3. リートに関する法律(税制度、会計制度等)が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

④ 金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。金利変動等による債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

⑤ 信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、債務不履行となる可能性があります。実際に債務不履行となった場合などは、ファンドは保有する公社債等の価格変動によって重大な損失を生じることがあります。

⑥ カントリーリスク

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

⑦ 流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、ファンドに重大な損失を生じることがあります。

ご投資の手引きQ&A

Q1

いつ申込みができますか？

原則として、いつでもお申込みいただけます。なお、お申込受付時間は午後3時まで(年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時まで)とさせていただきます。この時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付けとなります。

Q2

どこで申込みができますか？

販売会社の本支店でお申込みいただけます。

Q3

いくらから申込みができますか？

お申込単位は、販売会社により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

お申込みには、収益分配毎に分配金を受取る「一般コース(分配金受取りコース)」と分配金を自動的に再投資する「累投コース(分配金再投資コース)」があります。なお、販売会社によりどちらか一方の取扱いとなる場合があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

なお、「累投コース(分配金再投資コース)」の場合でも定期引出契約(名称が異なる場合があります。)を締結することにより、分配金を受取ることができる場合があります。

Q4

申込手数料はかかりますか？

2.1%(税抜2.0%)を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額となります。ただし、「累投コース(分配金再投資コース)」において分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。〔「税抜」における税とは、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。以下同じ。〕

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

Q5

いつ換金ができますか？

原則として、いつでもご換金をお申込みいただけます。ご換金の単位は販売会社により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、お申込受付時間は午後3時まで(年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時まで)とさせていただきます。この時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付けとなります。

Q6

換金の手取り額はようになりますか？

ご換金価額は、解約価額(ご換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%の信託財産留保額を差し引いた額)となります。ご換金時(解約請求制)のお手取り額は、解約価額から所得税および地方税(解約価額が受益者の個別元本を上回る場合のみ。法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。)を差し引いた額にご換金口数を乗じた額となります。解約代金は原則として受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

Q7

収益分配金の受取りはどうなりますか？

毎月9日(9日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」があります。普通分配金には所得税および地方税が課税されます。(法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。)

- 分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額もしくは上回っている場合、収益分配金はすべて普通分配金となります。
- 分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分に相当する額が特別分配金となり、残りは普通分配金となります。

<一般コース(分配金受取りコース)の場合>

原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

<累投コース(分配金再投資コース)の場合>

原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に無手数料で再投資されます。なお、定期引出契約(販売会社により名称が異なります。)を結ぶことにより、分配金を受取ることができる場合があります。

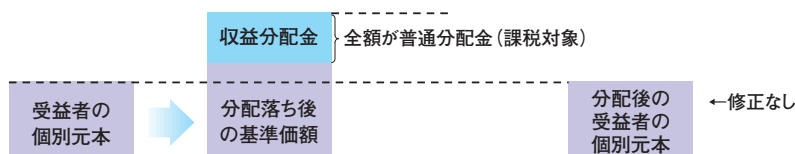
Q8

個別元本とはどういうものですか？

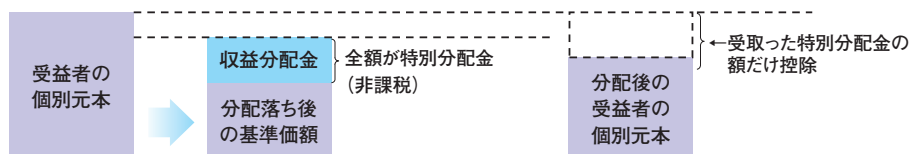
受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および手数料にかかる消費税等は含まれません。)が、その受益者の個別元本です。同一のファンドを複数回取得した場合は、原則としてそのつど加重平均して算出されます。また、受益者が非課税扱いの特別分配金を受取った場合は、元本の一部払戻しに相当しますので、その特別分配金を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

<<収益分配金の課税と個別元本のイメージ>>

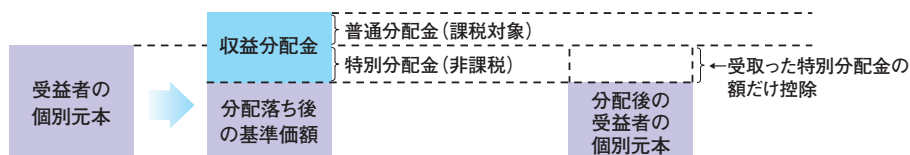
①収益分配金が全額普通分配金になる場合



②収益分配金が全額特別分配金になる場合



③収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

Q9

基準価額を知ることができますか？

日々の基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。委託会社のホームページにてご覧になることもできます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社のお問い合わせ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号：03-5469-2946(受付時間は営業日の午前9時～午後5時) ホームページアドレス：<http://www.mdam.co.jp>

Q10

運用の経過を知ることができますか？

6カ月毎(5月および11月)に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。販売会社を通じて、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

また、委託会社のホームページにも最新の運用状況のレポートを掲載しております。

Q11

信託期間はいつまでですか？

信託期間は、無期限です。

ただし、解約等により残存受益権口数が10億口を下回った場合その他やむを得ない事情が発生した時は、受託会社と合意のうえ、信託を終了させる場合があります。償還金のお手取り額は、償還価額から所得税および地方税(償還価額が受益者の個別元本を上回る場合のみ。法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。)を差し引いた額となります。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

Q12

受益証券を受取ることはできますか？

＜一般コース(分配金受取りコース)の場合＞

受益証券はご希望によりお受取りいただくこともできます。ただし、その場合には受益証券は受益者の責任により受益者において保管されることとなります。受益証券は原則として無記名式となっており、それを所有している方が受益者として扱われますので、盗難や紛失などの事故を防ぐため、販売会社において「保護預り」のご利用をおすすめいたします。

＜累投コース(分配金再投資コース)の場合＞

販売会社との自動継続投資契約(販売会社により名称が異なります。)に基づき、販売会社において「保護預り」となります。受益証券をお受取りになることはできません。

＜投資信託振替制度への移行について＞

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度へ移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

Q13

税金はどのようにになりますか？

平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間、個人の受益者の受取られた収益分配金、一部解約・償還差益については、10%(所得税7%、地方税3%)の源泉徴収のみで申告は不要となります。また、確定申告により総合課税の選択もできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

※なお、税法が改正等の場合には、上記内容が変更になることがあります。

費用および税金

■お申込み時や収益分配時等にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
購 入 時	申 込 手 数 料	2.1% (税抜2.0%) を上限として各販売会社が別途定める料率
収 益 分 配 時	所 得 税 及 び 地 方 税	普通分配金に対し ……………10%
換 金 時 (解約請求制)	換 金 手 数 料	ありません。
	信 託 財 産 留 保 額	翌営業日の基準価額の ……………0.3%
	所 得 税 及 び 地 方 税	解約価額の受益者毎の個別元本超過額の ……………10%
償 還 時	所 得 税 及 び 地 方 税	償還価額の受益者毎の個別元本超過額の ……………10%

※平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間、収益分配金、解約・償還差益については、10% (所得税7%、地方税3%) の源泉徴収となります。(法人の場合は地方税の源泉徴収はありません。)

- 申込手数料については、償還乗換優遇制度が適用される場合があります。
- 税法が改正等の場合には、上記の内容が変更になることがあります。

■信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
毎 日	信 託 報 酬	純資産総額に対して ……………年1.365% (税抜1.30%)
	信託報酬の配分	純資産総額に応じて
		200億円未満
		200億円以上 500億円未満
		500億円以上 1000億円未満
		1000億円以上
	信託報酬の配分	委託会社
		年0.5775% (税抜0.55%)
		年0.5250% (税抜0.50%)
		年0.4725% (税抜0.45%)
	信託報酬の配分	販売会社
		年0.6825% (税抜0.65%)
		年0.7350% (税抜0.70%)
		年0.7875% (税抜0.75%)
	信託報酬の配分	受託会社
		年0.8400% (税抜0.80%)
		年0.105% (税抜0.10%)
		年0.105% (税抜0.10%)
	信託報酬の配分	年0.105% (税抜0.10%)
		年0.105% (税抜0.10%)
		年0.105% (税抜0.10%)
		年0.105% (税抜0.10%)
	監 査 費 用	純資産総額に対して ……………年0.00525% (税抜0.005%)

- 信託報酬・監査費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に上記の率をかけた額がかかります。毎計算期間末または信託終了時に信託財産から支払われます。
- 委託会社の受取る信託報酬には投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。

■その他の費用・税金

- ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに先物・オプション取引に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は、受益者の負担とし、ファンドの信託財産中から支弁するものとします。
- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドの信託財産中から支弁します。

目 次

1. ファンドの特徴について知りたい

ファンドの基本的性格	1
ファンドの投資対象	1
ファンドの投資方針	1
ファンドの分配方針	4
ファンドの投資制限	5

2. ファンドのリスクについて知りたい

ファンドのリスク・留意点	6
--------------	---

3. ファンドの運用体制などが知りたい

ファンドの仕組みと関係法人	8
運用体制およびリスク管理体制	9

4. 買付について知りたい

お買付のお申込先	10
お買付価額	10
お買付の流れと留意点	10

5. 換金について知りたい

ご換金のお申込先	11
ご換金価額	11
ご換金の流れと留意点	12

6. ファンドの費用／税金について知りたい

お買付時の費用	13
投資期間中にかかる費用	13
ご換金時の費用	13
課税上の取扱い	14

7. 運用状況および経理状況について知りたい

ファンドの運用状況	15
財務ハイライト情報	19

8. ファンドの運営方法などが知りたい

管理および運営の概要	22
内国投資信託受益証券事務の概要	23
明治ドレスナー・アセットマネジメントの概況	25
その他のファンド情報	25
用語集	27
信託約款	29

1. ファンドの特徴について知りたい

ファンドの基本的性格

- ・スーパーバランス（毎月分配型）は、日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式およびリート）にバランスよく分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。ファンドは、追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ型に属します。

※「ファンド・オブ・ファンズ型」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「主として投資信託証券に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

- ・信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの投資対象

- ・スーパーバランス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および内外のリートを主要投資対象とします。

- ・スーパーバランス マザーファンドにおいては、日本を含む世界各国の株式、公社債を主要投資対象とします。

※詳しくは、約款をご覧ください。

ファンドの投資方針

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリート（不動産投資信託）への投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。

- ・日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式、およびリート）にバランスよく分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

※リート（REIT）とは

Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。リートは、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くのリートは、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、リートは、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、リートに投資する投資家が、配当金（もしくは分配金）として享受する仕組みになっています。

- ・運用に際して、マザーファンドを活用します。

2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

3. 運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

※りそな信託銀行は、資産運用の分野で豊富な実績を有しております。特に、年金資産の運用においては、総勢約150名にのぼる運用スタッフにより、お客さまの多様なニーズに応じた効率的な資産運用を行っています。2005年12月末のりそな信託銀行の年金資産運用残高は6兆3000億円を超え、企業年金のリーディングバンクとしての実績を残しています。

4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

[世界の6資産に分散投資]

- 「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせることでリスク分散させる投資方法を言います。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。
- 世界の6資産（国内外の債券、株式、リート）に分散投資をすることによって、収益機会が拡大するとともに、単一の資産、通貨、国などに投資を行う場合と比較して、収益安定効果が期待できます。
- 経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセットアロケーション（資産配分）戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

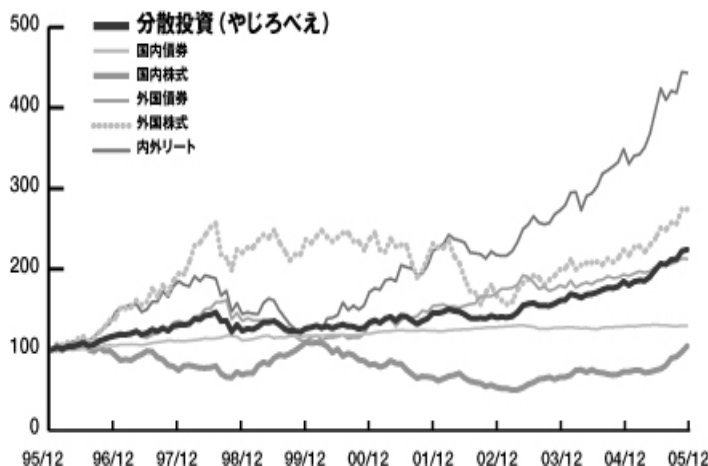
<アセットアロケーション>

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%～17%
国内株式	30%	23%～37%
外国債券	30%	23%～37%
外国株式	10%	3%～17%
内外リート	20%	18%～22%
キャッシュ	0%	0%～7%

※基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。



<国際分散投資の効果>



データ期間：1995年12月末～2005年12月末までの過去10年間

国内債券＝NOMURA-BPI総合 / 国内株式＝TOPIX (東証1部平均)

外国債券＝シティグループ世界債券インデックス (除く日本、円ベース・ヘッジなし)

外国株式＝MSCI-KOKUSAI (税引前当入 円換算ベース)

内外リート＝S&P シティグループ・グローバル REIT インデックス (含日本、円ベース)

分散投資＝以下の資産の組合せで投資した場合の合成インデックス

国内債券 (NOMURA-BPI総合) : 10% / 国内株式 (TOPIX) : 30%

外国債券 (シティグループ世界債券インデックス (除く日本、円ベース・ヘッジなし)) : 30%

外国株式 (MSCI-KOKUSAI (税引前当入 円換算ベース)) : 10%

内外リート (S&P シティグループ・グローバル REIT インデックス (含日本、円ベース)) : 20%

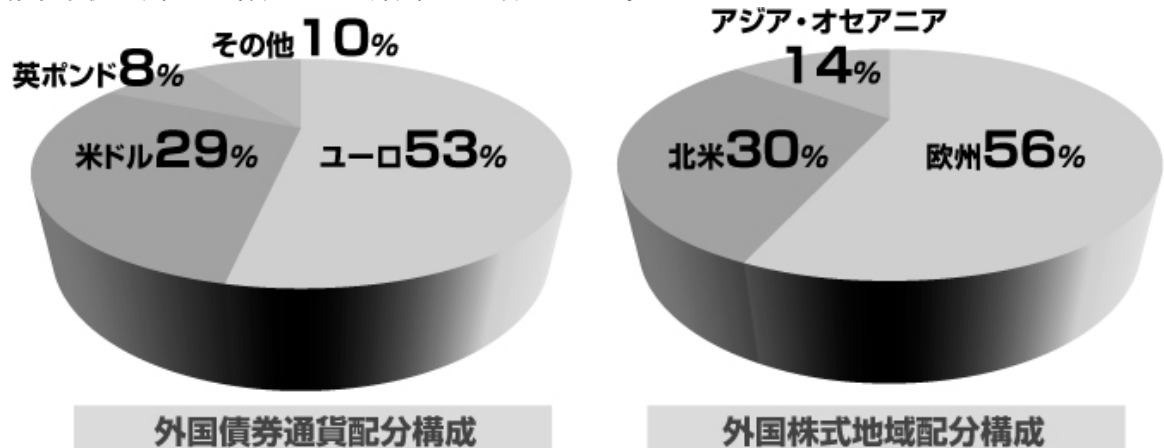
左記のグラフは分散投資の効果を示すために用いたものであり、当ファンドの運用成果を示すものではありません。また、将来の運用成果をお約束するものではありません。NOMURA-BPI総合、TOPIX(東証1部平均)、シティグループ世界債券インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)、MSCI-KOKUSAI (税引前当入 円換算ベース)、S&P シティグループ・グローバル REIT インデックス(含日本、円ベース)に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ日本証券株式会社、株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケット・インク、モルガンスタンレー・キャピタル・インターナショナル社、ザ・マグローヒル社の1部門であるスタンダード・アンド・プアーズに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

[各資産の運用について]

●投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

- ・国内債券⇒安定性⇒信用力・流動性を考慮した国債中心の運用
- ・国内株式⇒成長性⇒TOPIX（東証株価指数）＋アルファを目指す運用
- ・外国債券⇒安定性・好利回り⇒先進国の国債中心の運用
※シティグループ世界国債インデックス（除く日本）の採用国を主な投資対象国とします。
- ・外国株式⇒成長性・好配当利回り⇒先進国の好配当銘柄に注目した運用
※MSCI-KOKUSAI インデックスの採用国を主な投資対象国とします。
- ・内外リート⇒好利回り⇒インデックス運用

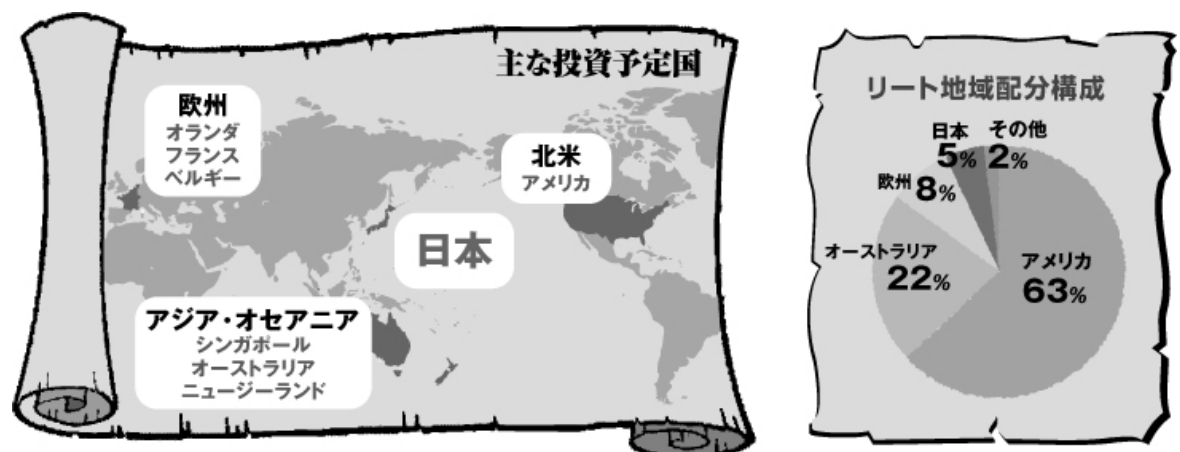
●外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。



※上記グラフはモデルポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

[国内外のリートについて]

●市場の規模や配当金の利回り水準などを考慮し、日本を含む世界のリートを対象に基本組入比率を設定し、ポートフォリオを構築します。



※上記グラフはモデルポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの分配方針

1. 計算期間について

- ①ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとします。
- ②各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

2. 収益分配方針について

毎月9日（決算日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、次の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 原則として、安定した分配を継続的に行うことを目指します。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

3. 収益の分配方式

①信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

4. 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。ただし、累投コース（分配金再投資コース）でお申込みの受益証券にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で、決算日の翌営業日に自動的に再投資されます。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累投コース（分配金再投資コース）」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ファンドの投資制限

・約款による投資制限

1. 株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

2. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

3. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

4. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

5. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

6. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7. 外国為替予約の指図

委託会社は、当ファンドの信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

8. 資金の借入れ

委託会社は、当ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

※詳しくは約款をご覧ください。

（参考）マザーファンドの主な投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
8. 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
9. スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

2. ファンドのリスクについて知りたい

ファンドのリスク・留意点

ファンドは、株式・公社債・リート（不動産投資信託）など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり元本が保証されているものではありません。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

① 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失を生じることがあります。

② 為替リスク

外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③ リートのリスク

1. リートはその収益の大半を保有不動産から得られる賃料収入に頼っているため、賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリーートの収益に大きな影響を与えます。
2. 保有不動産価値の変動によりリーートの資産価値は増減しますので、これがリーートの価格に反映することが考えられます。特に、自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合にはリート価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。
3. リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、リーートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
4. リートが保有する不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合等もリーートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

※上記はリーートの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

④ 金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。債券価格の変動の度合は、債券のデュレーション(投資元本の平均回収期間)が長いほど大きくなります。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. その他のリスク・留意点

①信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる蓋然性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金融商品の価格は大きく下落し、あるいはゼロになることがあります。そのため、ファンドは保有する公社債や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を生じることがあります。

②カントリーリスク

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により、当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

③流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失を生じることがあります。

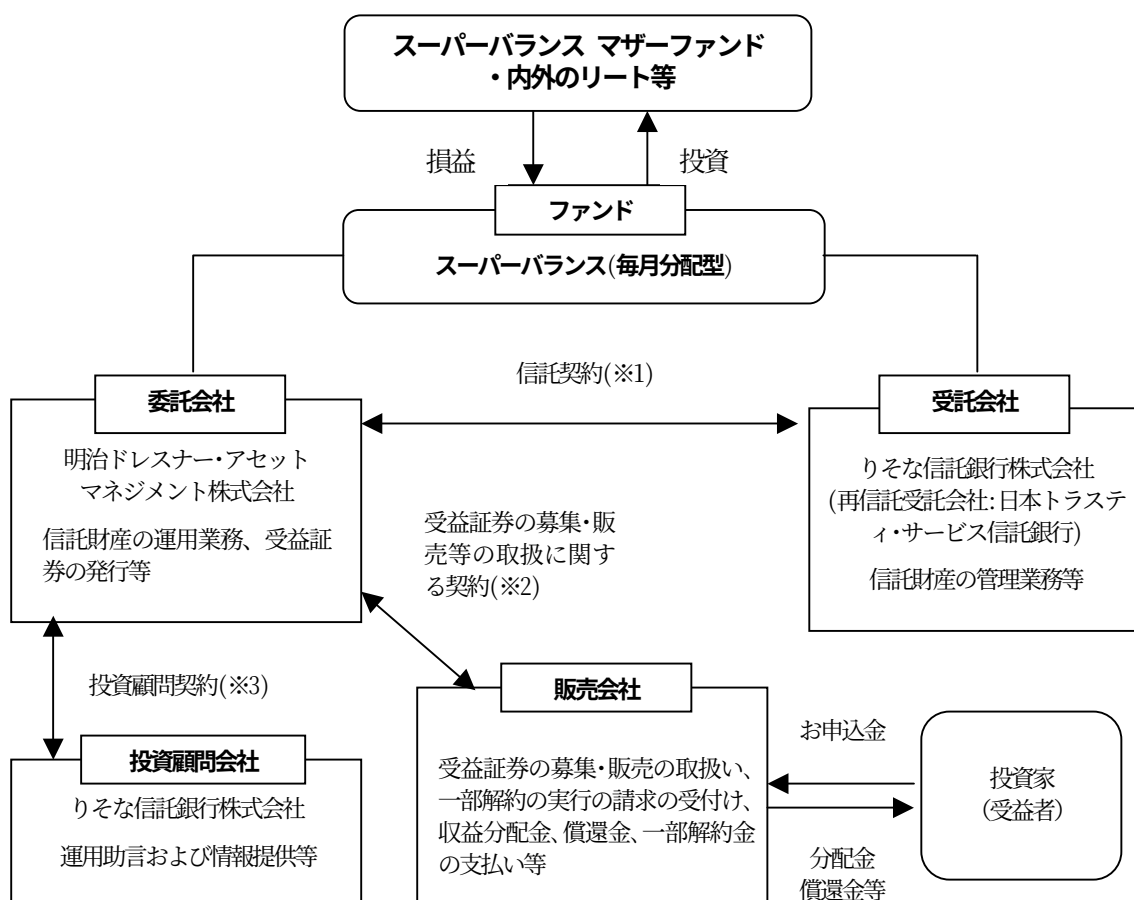
④ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

3. ファンドの運用体制などが知りたい

ファンドの仕組みと関係法人

1. 委託会社（委託者） 明治ドレズナー・アセットマネジメント株式会社
受益証券の募集及び発行、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者） りそな信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務を行い、分配金・解約金及び償還金の委託会社への交付、受益証券の認証等を行います。（受託者は信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
受益証券の募集の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付などを行います。
4. 投資顧問会社 りそな信託銀行株式会社
運用に関する助言・情報提供を行います。



(※1)信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益証券、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

(※2)受益証券の募集・販売等の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益証券の募集・販売等の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益証券の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

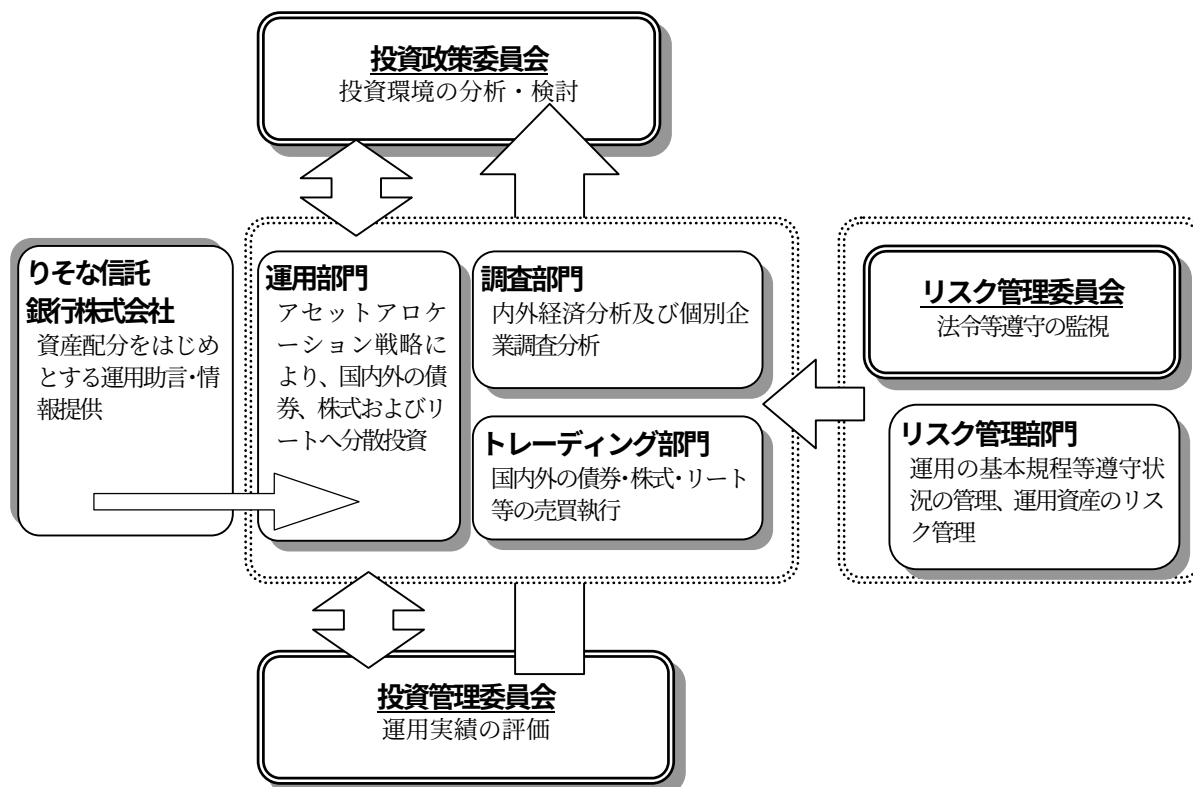
(※3)投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容及び方法等を規定しています。

運用体制およびリスク管理体制

1. 運用体制

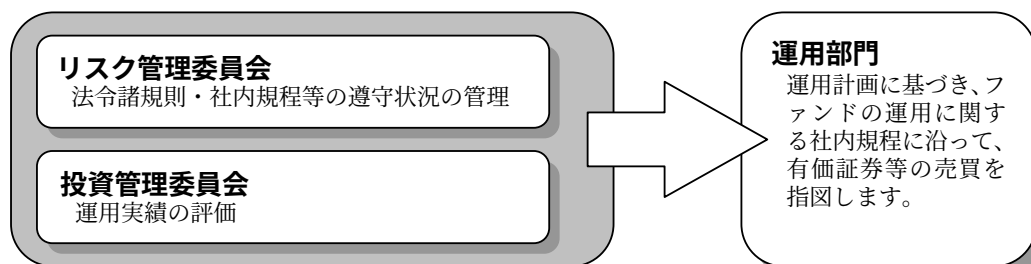
- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。なお、運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から資産配分をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。
- ③ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用実績の評価を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



当社では、ファンド運用に関する社内規程として、「信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。

2. リスク管理体制

- ①ファンド運用に関する社内規程として、「信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。
- ②リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ③投資管理委員会は、運用実績の評価等を行い、必要に応じて指摘を行います。



※ファンドのリスク管理体制等は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4. 買付について知りたい

お買付のお申込先

申込取扱場所（販売会社）につきましては、下記においてご照会いただけます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

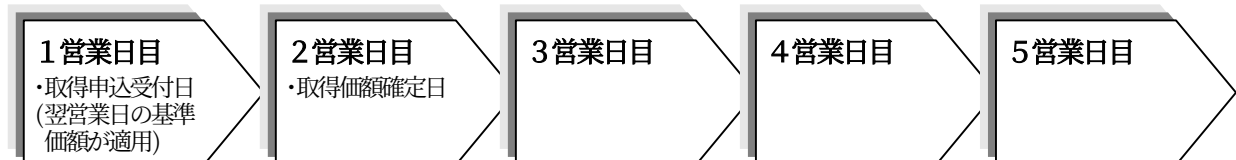
ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

お買付価額

受益証券の取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

※ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社においてご照会いただけます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

お買付の流れと留意点



1. 受益証券の取得のお申込みの際には、販売会社に取り引口座を開設していただきます。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
2. ファンドのお申込みには「一般コース(分配金受取りコース)」と「累投コース(分配金再投資コース)」があります。いずれの場合も、お申込単位は販売会社が定める申込単位となります。
 - ※ 収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
 - ※ 販売会社により、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。
 - ※ 「累投コース(分配金再投資コース)」を選択する場合には、受益証券の取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（名称が異なる場合があります。）を締結する必要があります。
 - ※ 「累投コース(分配金再投資コース)」を選択する場合であっても、販売会社により、定期引当契約（名称が異なる場合があります。）を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。
3. 取得申込者と販売会社との間で保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社に受益証券の保管を委託することができます。なお、「累投コース(分配金再投資コース)」の場合、受益証券は全て保護預りとなります。
 - ※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。
4. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。
5. 申込期間中における受益証券の取得申込みの受付けは、午後3時まで（年末年始など本邦証券取引所が半

日取引の場合には、午前 11 時まで) とし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

5. 換金について知りたい

ご換金のお申込先

お買付の販売会社にてお取扱いいたします。下記においてもご照会いただけます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946 (受付時間は、営業日の午前 9 時～午後 5 時)

ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

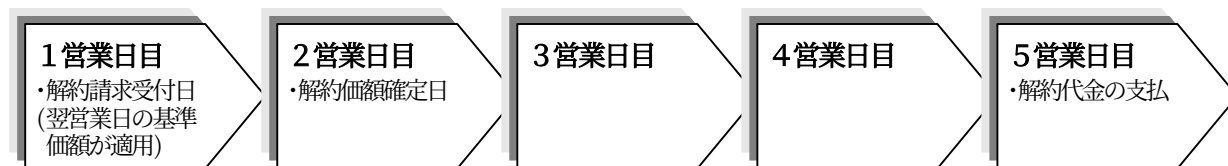
ご換金価額

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の 0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。

- ※ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社においてご照会いただけます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
- ※ 「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

ご換金の流れと留意点

・信託の一部解約（解約請求制）



1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。
2. 一部解約の単位は販売会社が定める単位となります。
※ 自動継続投資契約にかかる受益証券については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求できます。
3. 解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。
5. 一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
6. 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとして取扱います。
7. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

6. ファンドの費用／税金について知りたい

お買付時の費用

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初は1口当たり1円）に申込口数を乗じた額に、2.1%(税抜2.0%)を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

※ 申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記においてご照会いただけます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

- ・販売会社により、他のファンドの償還金をもってその支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- ・「自動継続投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合には、無手数料とします。

投資期間中にかかる費用

1. 信託報酬等

信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し、次の率を乗じて得た金額が信託報酬として、信託財産の費用に計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

純資産総額に応じて		200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上
信託報酬の総額		年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)
(内訳)	委託会社	年0.5775% (税抜0.55%)	年0.5250% (税抜0.50%)	年0.4725% (税抜0.45%)	年0.4200% (税抜0.40%)
	販売会社	年0.6825% (税抜0.65%)	年0.7350% (税抜0.70%)	年0.7875% (税抜0.75%)	年0.8400% (税抜0.80%)
	受託会社	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)

※委託会社の受取る信託報酬には投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。

2. その他の手数料等

- ①ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等、税金ならびに先物・オプション取引に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③信託財産に係る監査費用は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁するものとします。

ご換金時の費用

換金手数料はありません。

※解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額とします。

課税上の取扱い

1. 個別元本方式について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有している場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。
- ②受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合や、「一般コース(分配金受取りコース)」と「累投コース(分配金再投資コース)」の両方を取得する場合には、それぞれ別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

4. 課税の取扱いについて

①個人の受益者に対する課税

平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、平成20年4月1日から、源泉徴収の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、平成20年4月1日から、源泉徴収の税率は15%(所得税15%)となる予定です。

※詳しくは、販売会社にお問合せください。

※税法が改正等の場合には、上記内容が変更になることがあります。

7. 運用状況および経理状況について知りたい

ファンドの運用状況

※以下に記載した運用状況は平成18年3月6日現在のものです。当ファンドでは運用の基本方針等の変更を行っています。このため、平成18年4月17日以降は運用の方針が大幅に変更になります。

(1)投資状況

(平成18年3月6日現在)

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	1,547,676,200	32.14
	アメリカ	461,544,839	9.59
	イギリス	100,501,809	2.09
	フランス	38,751,582	0.81
	スイス	30,473,447	0.63
	香港	29,389,334	0.61
	ドイツ	28,904,247	0.60
	スペイン	15,874,530	0.33
	イタリア	14,878,737	0.31
	オランダ	14,531,352	0.30
	スウェーデン	9,605,496	0.20
	フィンランド	6,080,767	0.13
小 計		2,298,212,340	47.43
国債証券	日 本	1,287,581,590	26.74
	アメリカ	133,030,208	2.76
	ドイツ	132,923,524	2.76
	フランス	97,484,659	2.03
	スペイン	37,530,198	0.78
	イギリス	34,514,272	0.72
	カナダ	16,287,131	0.34
地方債証券	日 本	98,429,000	2.04
特殊債券	日 本	167,386,540	3.48
社債券	日 本	203,433,400	4.22
小 計		2,208,600,522	45.87
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		308,317,452	6.40
合 計（純資産額）		4,815,130,314	100.00

(2)投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄（平成18年3月6日現在）

順位	銘柄名	国・地域／種類	業種／利率 (%)	償還日／券面総額・株数	簿価単価／簿価額 (円)	評価単価／評価額 (円)	投資比率 (%)
1	第232回利付国債（10年）	日本 国債証券	— 1.200	2011/6/20 200,000,000	101.87 203,756,000	100.22 200,448,000	4.16
2	第246回利付国債（10年）	日本 国債証券	— 0.800	2012/12/20 155,000,000	97.87 151,709,350	96.25 149,192,150	3.10
3	第272回利付国債（10年）	日本 国債証券	— 1.400	2015/9/20 135,000,000	99.65 134,535,600	98.18 132,547,050	2.75
4	第755回政府保証公営企業債券	日本 特殊債券	— 2.200	2007/10/23 114,000,000	103.68 118,205,460	102.84 117,233,040	2.44
5	第202回利付国債（10年）	日本 国債証券	— 2.100	2008/3/20 100,000,000	104.17 104,172,000	103.19 103,194,000	2.14

順位	銘柄名	国・地域 ／種類	業種／ 利率 (%)	償還日／ 券面総額・株数	簿価単価／ 簿価額 (円)	評価単価／ 評価額 (円)	投資比 率 (%)
6	第234回利付国債 (10年)	日本 国債証券	— 1.400	2011/9/20 100,000,000	102.83 102,837,000	101.06 101,064,000	2.10
7	第439回関西電力株式会社 社債	日本 社債券	— 1.540	2014/12/19 100,000,000	100.76 100,760,000	99.12 99,121,000	2.06
8	第618回東京都公募公債	日本 地方債証券	— 1.450	2014/12/19 100,000,000	100.16 100,160,000	98.43 98,429,000	2.04
9	第464回中部電力株式会社 社債	日本 社債券	— 0.730	2013/5/24 100,000,000	96.21 96,213,000	94.68 94,677,000	1.97
10	第204回利付国債 (10年)	日本 国債証券	— 1.600	2008/6/20 91,000,000	103.27 93,981,160	102.32 93,111,200	1.93
11	第274回利付国債 (10年)	日本 国債証券	— 1.500	2015/12/20 90,000,000	100.47 90,429,300	98.99 89,087,400	1.85
12	第242回利付国債 (10年)	日本 国債証券	— 1.200	2012/9/20 80,000,000	100.91 80,734,400	99.07 79,255,200	1.65
13	第200回利付国債 (10年)	日本 国債証券	— 2.000	2007/12/20 70,000,000	103.60 72,524,200	102.75 71,925,700	1.49
14	第238回利付国債 (10年)	日本 国債証券	— 1.400	2012/3/20 70,000,000	102.57 71,804,600	100.73 70,509,600	1.46
15	第239回利付国債 (10年)	日本 国債証券	— 1.400	2012/6/20 70,000,000	102.42 71,696,100	100.55 70,385,700	1.46
16	トヨタ自動車	日本 株式	輸送用機器 —	— 10,900	5,790.00 63,111,000	6,190.00 67,471,000	1.40
17	三菱UFJフィナンシャル・ グループ	日本 株式	銀行業 —	— 38	1,521,847.52 57,830,206	1,680,000.00 63,840,000	1.33
18	第270回利付国債 (10年)	日本 国債証券	— 1.300	2015/6/20 52,000,000	98.99 51,475,320	97.42 50,656,840	1.05
19	第149 全信連債券	日本 特殊債券	— 0.700	2007/4/27 50,000,000	100.66 50,330,500	100.31 50,153,500	1.04
20	FRA GOVT 4.75%12/10/25	フランス 国債証券	— 4.750	2012/10/25 EUR 300,000	109.29 46,177,211	107.35 45,357,522	0.94
21	みずほフィナンシャルグルー プ	日本 株式	銀行業 —	— 45	859,837.33 38,692,680	931,000.00 41,895,000	0.87
22	第208回利付国債 (10年)	日本 国債証券	— 1.100	2008/12/22 40,000,000	101.90 40,760,800	101.12 40,448,400	0.84
23	GER BUNDS 4.75%28/07/04	ドイツ 国債証券	— 4.750	2028/7/4 EUR 240,000	115.74 39,120,845	113.98 38,527,064	0.80
24	SPA GOVT 4%10/01/31	スペイン 国債証券	— 4.000	2010/1/31 EUR 260,000	104.01 38,086,798	102.49 37,530,198	0.78
25	第206回利付国債 (10年)	日本 国債証券	— 1.500	2008/9/22 35,000,000	103.19 36,119,650	102.16 35,756,350	0.74
26	GER BUNDS 3.75%09/01/04	ドイツ 国債証券	— 3.750	2009/1/4 EUR 250,000	102.50 36,090,250	101.45 35,720,545	0.74
27	三井住友フィナンシャルグル ープ	日本 株式	銀行業 —	— 25	1,136,552.44 28,413,811	1,270,000.00 31,750,000	0.66
28	UK GILT 5%14/09/07	イギリス 国債証券	— 5.000	2014/9/7 GBP 140,000	105.45 30,287,771	105.13 30,195,859	0.63
29	US T-NOTE 3.875%09/05/15	アメリカ 国債証券	— 3.875	2009/5/15 USD 240,000	98.34 27,513,224	97.45 27,264,231	0.57
30	FRA GOVT 4%09/04/25	フランス 国債証券	— 4.000	2009/4/25 EUR 180,000	103.42 26,218,211	102.21 25,911,462	0.54

(注) 1.投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2. 券面総額・株数の欄に通貨記載のないものは日本円です。

2. 種類別の投資比率（平成18年3月6日現在）

種類	投資比率 (%)
株式	47.73
国債証券	36.12
地方債証券	2.04
特殊債券	3.48
社債券	4.22
合計	93.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

3. 株式の業種別の投資比率（平成18年3月6日現在）

業 種 名	投資比率 (%)	業 種 名	投資比率 (%)
電気機器	4.33	その他金融業	0.76
銀行業	3.94	食料品	0.76
金融	3.93	不動産業	0.73
輸送用機器	3.25	証券、商品先物取引業	0.70
テクノロジー	1.98	サービス業	0.68
循環消費財・サービス	1.93	通信サービス	0.66
情報・通信業	1.93	公益	0.61
化学	1.85	その他製品	0.56
ヘルスケア	1.73	素材	0.54
エネルギー	1.57	精密機器	0.46
資本財・商業サービス	1.51	繊維製品	0.37
電気・ガス業	1.37	非鉄金属	0.37
小売業	1.35	ガラス・土石製品	0.34
卸売業	1.34	石油・石炭製品	0.22
医薬品	1.25	海運業	0.18
機械	1.18	ゴム製品	0.17
安定消費財・サービス	1.12	パルプ・紙	0.17
陸運業	0.96	金属製品	0.16
保険業	0.88	空運業	0.09
鉄鋼	0.87	鉱業	0.09
建設業	0.81	倉庫・運輸関連業	0.04
		合 計	47.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

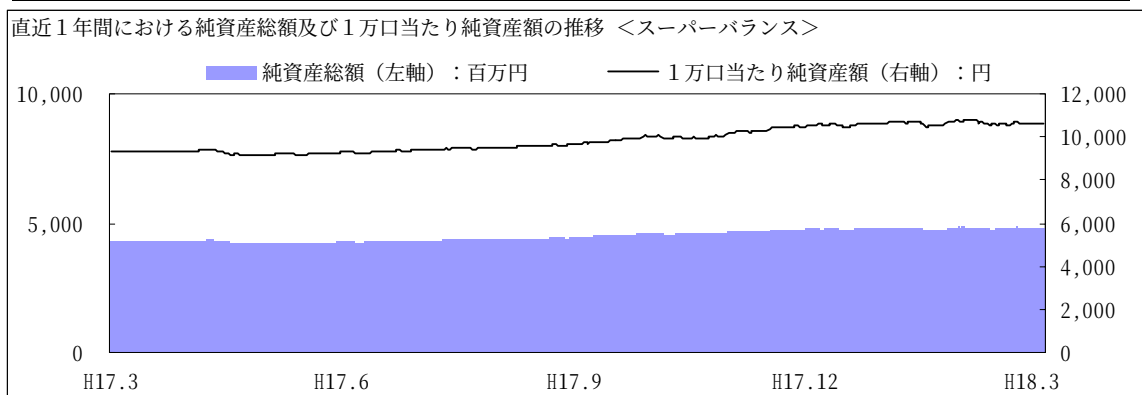
該当事項はありません。

(3)運用実績

①純資産の推移

	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末(平成11年11月30日)	6,049,271,812	6,405,914,362	10,177	10,777
第2計算期間末(平成12年11月30日)	5,917,931,213	5,917,931,213	9,705	9,705
第3計算期間末(平成13年11月30日)	5,461,153,745	5,461,153,745	9,009	9,009
第4計算期間末(平成14年12月2日)	5,034,778,016	5,034,778,016	8,500	8,500
第5計算期間末(平成15年12月1日)	5,112,484,238	5,112,484,238	8,770	8,770
第6計算期間末(平成16年11月30日)	4,229,700,851	4,229,700,851	9,094	9,094
第7計算期間末(平成17年11月30日)	4,734,756,150	4,751,688,562	10,419	10,459

	純資産総額(円)	1 万口当たり純資産額(円)
平成17年 3 月末現在	4,319,989,363	9,339
平成17年 4 月末現在	4,242,239,324	9,176
平成17年 5 月末現在	4,282,755,815	9,279
平成17年 6 月末現在	4,342,563,292	9,411
平成17年 7 月末現在	4,395,875,176	9,529
平成17年 8 月末現在	4,449,437,506	9,652
平成17年 9 月末現在	4,610,725,729	10,037
平成17年10月末現在	4,625,487,497	10,081
平成17年11月末現在	4,734,756,150	10,419
平成17年12月末現在	4,806,248,562	10,629
平成18年 1 月末現在	4,865,592,856	10,786
平成18年 2 月末現在	4,845,001,831	10,656
直近日 (平成18年 3 月 6 日)	4,815,130,314	10,604



②分配の推移

	1 万口当たり税込み分配金(円)
第 1 計算期間(平成10年12月 1 日から平成11年11月30日まで)	600
第 2 計算期間(平成11年12月 1 日から平成12年11月30日まで)	0
第 3 計算期間(平成12年12月 1 日から平成13年11月30日まで)	0
第 4 計算期間(平成13年12月 1 日から平成14年12月 2 日まで)	0
第 5 計算期間(平成14年12月 3 日から平成15年12月 1 日まで)	0
第 6 計算期間(平成15年12月 2 日から平成16年11月30日まで)	0
第 7 計算期間(平成16年12月 1 日から平成17年11月30日まで)	40

③収益率の推移

	収益率 (%)
第 1 計算期間(平成10年12月 1 日から平成11年11月30日まで)	7.77
第 2 計算期間(平成11年12月 1 日から平成12年11月30日まで)	△4.64
第 3 計算期間(平成12年12月 1 日から平成13年11月30日まで)	△7.17
第 4 計算期間(平成13年12月 1 日から平成14年12月 2 日まで)	△5.65
第 5 計算期間(平成14年12月 3 日から平成15年12月 1 日まで)	3.18
第 6 計算期間(平成15年12月 2 日から平成16年11月30日まで)	3.69
第 7 計算期間(平成16年12月 1 日から平成17年11月30日まで)	15.01

財務ハイライト情報

- 以下の「財務ハイライト情報」については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」より抜粋して記載しております。
- 当ファンドの「財務諸表」については、あずさ監査法人による監査を受けております。
当ファンドの監査報告書については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付しております。

※当ファンドでは運用の基本方針等の変更を行っています。このため、平成18年4月17日以降は運用の方針が大幅に変更になります。

(1)貸借対照表

区分	第6期 (平成16年11月30日現在)	第7期 (平成17年11月30日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	20,450,360	20,726,996
コール・ローン	209,805,966	190,922,379
株式	1,708,347,817	2,273,883,889
国債証券	1,711,098,375	1,800,795,070
地方債証券	94,198,000	100,160,000
特殊債券	276,108,042	168,535,960
社債券	216,936,000	206,767,700
未収入金	—	62,500
未収配当金	4,983,890	4,691,928
未収利息	16,451,699	15,464,699
前払費用	1,115,043	466,190
流動資産合計	4,259,495,192	4,782,477,311
資産合計	4,259,495,192	4,782,477,311
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	—	16,932,412
未払解約金	907,100	—
未払受託者報酬	2,213,593	2,359,299
未払委託者報酬	26,563,032	28,311,552
その他未払費用	110,616	117,898
流動負債合計	29,794,341	47,721,161
負債合計	29,794,341	47,721,161
純資産の部		
元本		
元本	4,651,035,531	4,544,282,096
剰余金		
期末剰余金又は欠損金 (△)	△421,334,680	190,474,054
(うち分配準備積立金)	(301,449,669)	(346,079,257)
剰余金合計	△421,334,680	190,474,054
純資産合計	4,229,700,851	4,734,756,150
負債・純資産合計	4,259,495,192	4,782,477,311

(2)損益及び剰余金計算書

区分	第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)	第7期 (自 平成16年12月1日 至 平成17年11月30日)
	金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	28,811,564	30,510,756
受取利息	54,546,625	46,121,390
有価証券売買等損益	184,504,559	508,793,567
為替差損益	△9,539,670	102,649,979
その他収益	370,889	640,161
営業収益合計	258,693,967	688,715,853
営業費用		
受託者報酬	4,719,533	4,601,407
委託者報酬	56,634,236	55,216,863
その他費用	3,018,119	2,663,282
営業費用合計	64,371,888	62,481,552
営業利益又は損失 (△)	194,322,079	626,234,301
経常利益又は損失 (△)	194,322,079	626,234,301
当期純利益又は純損失 (△)	194,322,079	626,234,301
一部解約に伴う当期純利益分配額	46,014,749	8,662,966
期首欠損金	716,885,981	421,334,680
欠損金減少額	149,111,809	11,337,098
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(149,111,809)	(11,337,098)
欠損金増加額	1,867,838	167,287
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(1,867,838)	(167,287)
分配金	—	16,932,412
期末剰余金又は欠損金 (△)	△421,334,680	190,474,054

重要な会計方針

区分	第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)	第7期 (自 平成16年12月1日 至 平成17年11月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、日本証券業協会が発表する基準値、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）②証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）③価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額—などに基づいて時価評価しております。ただし、残存期間1年以内の公社債（外貨建公社債は除く）については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所（ジャスダック証券取引所を除く）における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段（平成16年12月12日以前は日本証券業協会が発表する基準値）、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 公社債 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。 (2) 為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により計算しております。	同左
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

8. ファンドの運営方法などが知りたい

管理および運営の概要

1. 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、販売会社および下記委託会社において入手することができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

2. 信託の終了（繰上償還）

ファンドの信託期間は無期限ですが、以下の場合には所定の手続きを経て、信託を終了（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ①信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、委託会社がこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
- ②監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ③委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（他の委託会社が業務を引き継ぐ場合を除きます。）
- ④受託会社が辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

委託会社が信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

・繰上償還の公告
・受益者に対して
書面の交付

※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

異議申立期間

1カ月以上の受益者が異議を述べる事が出来る期間

異議が受益権の総口数の2分の1以下
繰上償還を行います。

異議が受益権の総口数の2分の1超

繰上償還は行いません。委託会社は繰上償還をしない旨および理由を公告し、受益者に対して書面を交付します。
※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

3. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについては、以下の手続きで行います。

・約款変更の公告
・受益者に対して
書面の交付

※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

異議申立期間

1カ月以上の受益者が異議を述べる事が出来る期間

異議が受益権の総口数の2分の1以下
約款変更を行います。

異議が受益権の総口数の2分の1超

約款変更は行いません。委託会社は約款変更をしない旨および理由を公告し、受益者に対して書面を交付します。
※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

（注）委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請すること

ができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

4. 償還金について

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）から受益者に支払われます。

5. 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

6. 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱い、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

7. 運用報告書について

委託会社は、法令等の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

8. その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

9. 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

10. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益証券の募集・販売等の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3カ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の1カ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

内国投資信託受益証券事務の概要

1. 受益証券の名義書換等

受益証券の名義書換手続および無記名式から記名式へのまたは記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行うことができます。名義書換手続は委託会社で行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取り次ぎます。名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。名義書換手続に関し、手数料は徴しません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

4. 受益証券の譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の再交付

委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付し、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。また、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記の無記名式もしくは記名式の受益証券の再交付の手続きを準用します。受益証券を再交付するときは、委託会社は、受益者に対して実費を請求することができます。受益証券は、無記名式の場合それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失等の事故を防ぐため、保護預り制度のご利用をおすすめいたします。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、「社債、株式等の振替に関する法律」が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

明治ドレスナー・アセットマネジメントの概況

1. 資本金の額(有価証券届出書提出日現在) : 10 億円
2. 委託会社の沿革
 - 昭和61年11月 : コスモ投信株式会社設立
 - 平成10年10月 : ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 - 平成12年 2月 : 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 - 平成12年 7月 : 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
3. 大株主の状況(有価証券届出書提出日現在)

株 主 名	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 二丁目1番1号	11,340株	90%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ ア ジア・パシフィック ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ, 80636 ミュンヘン ニュンフェ ンブルガー シュトラッセ 112- 116	1,261株	10%

その他のファンド情報

1. 内国投資信託受益証券の形態等
 - ①追加型証券投資信託・無記名式受益証券(以下「受益証券」といいます。)
 - ②当初の1口当たり元本は、1円です。
 - ③格付けは取得していません。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「5.振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
2. 発行(売出)価額の総額
5,000 億円を上限とします。
3. 申込期間
平成 18 年 4 月 15 日(土)から平成 18 年 8 月 9 日(水)まで
※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
4. 払込期日
申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。
申込期間中における各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に、販売会社から委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に振り込まれます。
なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
5. 振替機関に関する事項
該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は次の通りです。 株式会社証券保管振替機構

6. その他

- ①申込証拠金はありません。
- ②本邦以外の地域における発行 : 該当事項はありません。
- ③振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「5.振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「5.振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

④既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「8. ファンドの運営方法などが知りたい 3.信託約款の変更」の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

7. ファンドの詳細情報の項目（投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目）

有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価、(2) 保管、(3) 信託期間、(4) 計算期間、(5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表、(2) 損益及び剰余金計算書、(3) 附属明細表
- 2 ファンドの現況 純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

用語集

投資信託説明書（目論見書）

証券取引法に基づいて作成された投資信託の説明書です。その内容は「ファンドの特徴」、「買付と換金」、「費用と税金」、「運用状況」、「運営方法」等がわかりやすく説明されています。投資信託をご購入の際は、詳細をご確認ください。

基本的な情報が記載され、投資家の皆様に必ず交付される「投資信託説明書(交付目論見書)」と、追加的な情報が記載され、投資家の請求に応じて交付される「投資信託説明書(請求目論見書)」があります。

約款(信託約款)

投資信託の基本的事項が定められた条項です。投資信託は、約款に基づいて運用・運営されています。投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社(委託者)と受託銀行(受託者)は、約款に基づいて信託契約を締結します。

運用報告書

投資信託がどのように運用され、その結果どうなったかを現在の運用内容と合わせて説明する報告書です。その内容は「投資環境」、「運用状況」、「今後の運用方針」、「費用」、「基準価額・分配金の状況」等を説明してあります。当ファンドの運用報告書は5月および11月の計算期間終了時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

保護預り

投資家の皆様の利便性を高めるために投資信託の受益証券を販売会社などが無料でお預かりする制度のことです。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。受益証券は、無記名式の場合それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失等の事故を防ぐため、保護預り制度のご利用をおすすめいたします。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

申込手数料

投資信託購入に際し販売会社に支払う費用です。そのタイプは内枠制、外枠制また信託報酬の中から支払う等様々なタイプがあります。当ファンドの申込手数料は、ご購入時にお申込金額に2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額となります。

信託報酬

投資信託の運用・管理にかかる費用で信託財産の中から委託会社・受託銀行・販売会社などに支払われます。目論見書や運用報告書の費用の項目で記載されています。当ファンドでは、純資産総額に年1.365%（税抜1.3%）の率をかけた金額が日々かかります。

監査報酬(監査費用)

投資信託の監査を受けるための費用です。投資信託では、運用・運営が適正に行われているか監査法人の監査を受けることが義務づけられています。当ファンドでは、純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率をかけた金額が日々かかります。

基準価額

投資信託に組み入れている株式、公社債およびリート等をすべて時価等により評価し、債券の利息、株式やリートの配当金等の収入を加えて資産総額を算出します。そこからファンドの運用に必要な費用などのコスト等の負債総額を差し引いて純資産総額を出し、さらにその日の受益権口数で割ったものが基準価額です。便宜上、1万口当たりをもって表示されています。当社のホームページのほか、販売会社や新聞等でご確認いただけます。

$$\text{基準価額} = \frac{\text{ファンドの有価証券の組入資産総額} - \text{ファンドのコスト等の負債総額}}{\text{ファンドの総口数}}$$

信託財産

たくさんの投資家から集められたお金は、運用の専門家である委託会社が株式や公社債等を対象に証券・金融市場で運用しますが、そのまとまった資金のことです。信託財産は受託銀行によって管理、保管されます。

信託財産留保額

信託期間の途中で換金される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。当ファンドでは、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた金額となります。

収益分配金

運用によって得た収益を分配方針にしたがって投資家に分配するもので、毎計算期末に支払われます。ただし、運用状況等により每期、分配が行われるとは限りません。
収益分配金には、運用収益の分配として課税扱いとなる「普通分配金」と、元本の一部払戻しに相当するため非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

償還金

信託期間に定めのある投資信託は、満期になった時点で信託財産を保有口数に応じて配分します。これを償還金といいます。なお、定められた信託期間中であっても、ファンドの規模が小さくなった等やむを得ない事情が発生した場合は、繰り上げて償還することがあります。

信託約款

追加型証券投資信託 スーパーバランス(毎月分配型) 運用の基本方針

約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、内外の株式・公社債・不動産投資信託証券(以下、「REIT」といいます。)を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

スーパーバランス マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券および内外のREITを主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにREITへの投資を行なうことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行ないます。
- ② 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行ないません。
- ③ 運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から、グローバルアセットアロケーションをはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドを除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行ないます。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額がゼロの場合は、分配を行なわないことがあります。
- (3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金50億円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第7項、第52条、第53条、第54条第1項および第56条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については50億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および吐当法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行）

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。ただし、第13条第2項の規定により発行する受益証券には、収益分配金交付票を添付しないことができます。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行ないます。

（受益証券の申込単位、価額および手数料）

第12条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第10条の規定により発行される受益証券を、その取得申込者に対しては、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって売却します。ただし、別に定めるスーパーバランスにかかる累積投資口座約款による契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

- ② 前項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、本条第3項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益証券の価額は1口につき1円とします。

- ③ 前項の手数料の額は、次のとおりとします。

1. 当該取得申込の口数（以下「当該取得申込総口数」といいます。）に応じ、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が2%を上限としてそれぞれ個別に定める手数料率を基準価額に乗じて得た額とし、当該手数料率をあらかじめ委託者に通知するものとします。
2. 証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた証券会社または登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総口数のうち当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、償還金額とその元本額のうちいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については第1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、第1号に定める当該取得申込総口数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。ただし、当該証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して申し出た場合には、本号の適用はありません。

- ④ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第49条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、当該収益分

配の基礎となった決算日の基準価額とします。

- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券の種類は、収益分配金交付票付の1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

- ② 委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の對抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第19条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭を信託する信託の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、明治ドレッシング・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたスーパーバランス マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限りません。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
4. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、第3号および第4号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第20条の2 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）と、第32条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条の2および前条に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第23条、第31条、第37条、第38条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

(公社債の借入れ)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解除等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（第24条から第29条を削除）

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

② 受託者は、前項のうち信託業法22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第33条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第35条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第36条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第37条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間のまたは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内の額とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とし、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内の額とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の0.5の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、当該会計監査費用に係る消費税等に相当する金額とともに、信託財産中から支弁するものとします。

③ 本条第1項、第2項に規定する支出金を、以下「諸経費」といいます。

(信託報酬等の額)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当す

る金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(追加信託金および一部解約金の計算方法)

第47条 (削 除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第48条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第49条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日まで、一部解約金については、第49条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印鑑を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第50条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第49条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第51条 受益者は、自己の保有する受益証券につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第52条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下ることとなる場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第55条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託條款の変更)

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託條款を変更することができますものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託條款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託條款に係るすべての受益者に対して書面を交付

したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条の2 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求に関する取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

(付則)

第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- ② 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。
- ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。
- ④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものであるとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解除が行われたもので、当該一部解除にかかる一部解除金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。
- ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解除に係る一部解除の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解除金が受益者に支払われることとなる一部解除の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。

平成10年12月1日

東京都中央区日本橋本町1丁目9番4号

委託者 コスモ信託投資顧問株式会社

大阪市中央区備後町2丁目2番1号

受託者 株式会社大和銀行

「スーパーバランス(毎月分配型)」の信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成 18 年 4 月 17 日現在の約款の内容)
(信託事務の委託) 第 2 条 <略> (信託の目的および金額) 第 3 条 <略> (信託金の限度額) 第 4 条 <略> (信託期間) 第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項および第 47 条第 2 項の規定による信託終了日までとします。 (受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。 (当初の受益者) 第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 50 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。 ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 21 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 ③ 第 23 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。 (信託日時の異なる受益権の内容) 第 10 条 <略> (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 11 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益	(信託事務の委託) 第 1 条の 2 <同左> (信託の目的および金額) 第 2 条 <同左> (信託金の限度額) 第 3 条 <同左> (信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項および第 56 条第 2 項の規定による信託終了日までとします。 (受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第 5 条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。 (当初の受益者) 第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 50 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。 (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。 ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 23 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 ③ 第 31 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。 (信託日時の異なる受益権の内容) 第 9 条 <同左> (受益証券の発行) 第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。ただし、第 13 条第 2 項の規定により発行する受益証券には、収益分配金交付票を添付しないことができます。

<u>権を表示する受益証券を発行しません。</u> <u>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u> ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。（受益権の設定に係る受託者の通知） 第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。	（受益証券の発行についての受託者の認証） 第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行ないます。 （受益証券の申込単位、価額および手数料） 第12条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第10条の規定により発行される受益証券を、その取得申込者に対しては、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって売却します。ただし、別に定めるスーパーバランスにかかる累積投資口座約款による契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。
（受益権の申込単位、価額および手数料） 第13条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対しては、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動継続投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。 ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益証券の価額は1口につき1円とします。 ④ 前項の手数料の額は、次のとおりとします。 1. 当該取得申込の口数（以下「当該取得申込総口数」といいます。）に応じ、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が2%を上限としてそれぞれ個別に定める手数料率を基準価額に乗じて得た額とし、当該手数料率をあらかじめ委託者に通知するものとします。 2. 証券投資信託にかかる受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託にかかる受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては当初の信託終了日以降における当該信託にかかる受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当	② 前項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、本条第3項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益証券の価額は1口につき1円とします。 ③ 前項の手数料の額は、次のとおりとします。 1. 当該取得申込の口数（以下「当該取得申込総口数」といいます。）に応じ、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が2%を上限としてそれぞれ個別に定める手数料率を基準価額に乗じて得た額とし、当該手数料率をあらかじめ委託者に通知するものとします。 2. 証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託

初の信託終了日以降における当該信託にかかる受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた証券会社または登録金融機関でこの信託にかかる<u>受益権</u>の取得申込をする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総口数のうち当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、償還金額とその元本額のうちのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。)については第1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、第1号に定める当該取得申込総口数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。ただし、当該証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して申し出た場合には、本号の適用はありません。 ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益権</u>の価額は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。 ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益権</u>の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。 <削除> (受益権の譲渡に係る記載または記録) 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該<u>受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</u> ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。 ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。 (受益権の譲渡の対抗要件) 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 <削除> <削除> <削除> <削除> (投資の対象とする資産の種類) 第16条 <略> (運用の指図範囲等) 第17条 <略> (受託者の自己または利害関係人等との取引) 第18条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、	終了日以降における当該信託の<u>受益証券</u>の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた証券会社または登録金融機関でこの信託にかかる<u>受益証券</u>の取得申込をする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総口数のうち当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、償還金額とその元本額のうちのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。)については第1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、第1号に定める当該取得申込総口数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。ただし、当該証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して申し出た場合には、本号の適用はありません。 ④ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第49条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益証券</u>の価額は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。 ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益証券</u>の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。 (受益証券の種類) 第13条 委託者が発行する受益証券の種類は、収益分配金交付票付の1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。 ② 委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。 (受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続) 第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。 ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。 ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。 (記名式の受益証券譲渡の対抗要件) 第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 (無記名式の受益証券の再交付) 第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。 (記名式の受益証券の再交付) 第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。 (受益証券を毀損した場合等の再交付) 第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前2条の規定を準用します。 (受益証券の再交付の費用) 第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。 (投資の対象とする資産の種類) 第19条の2 <同左> (運用の指図範囲等) 第20条 <同左> (受託者の自己または利害関係人等との取引) 第20条の2 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであ
--	--

かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）、<u>第24条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条および前条第1項および第2項に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。</u> ② 前項の取扱いは、<u>第21条、第23条、第28条、第29条</u>における委託者の指図による取引についても同様とします。 <以下現行約款第21条から23条まで各条を2条繰上げ> <以下現行約款第30条から41条まで各条を8条繰上げ> （信託の計算期間） <u>第33条</u> この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとします。 ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は<u>第5条</u>に定める信託期間の終了日とします。 （信託財産に関する報告） <u>第34条</u> <略> （信託事務の諸費用および監査費用） <u>第35条</u> 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ② 信託財産に係る会計監査費用は第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の0.5の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、当該会計監査費用に係る消費税等に相当する金額とともに、信託財産中から支弁するものとします。 ③ 本条第1項、第2項に規定する支出金を、以下「諸経費」といいます。 （信託報酬等の額） <u>第36条</u> 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。 ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 （収益の分配方式） <u>第37条</u> <略> （収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責） <u>第38条</u> 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については<u>第39条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日まで、一部解約金については、第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> ② 受託者は、前項の規定により<u>委託者の指定する預金口座等</u>に収益分配金、償還金および一部解約金を<u>払い込んだ後</u>は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 （収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） <u>第39条</u> 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、<u>毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）</u>に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、<u>第40条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換</u>	り、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）、<u>第32条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条の2および前条第1項および第2項に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。</u> ② 前項の取扱いは、<u>第23条、第31条、第37条、第38条</u>における委託者の指図による取引についても同様とします。 <u>（第24条から第29条を削除）</u> （信託の計算期間） <u>第42条</u> この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとします。 ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は<u>第4条</u>に定める信託期間の終了日とします。 （信託財産に関する報告） <u>第43条</u> <同左> （信託事務の諸費用および監査費用） <u>第44条</u> 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ② 信託財産に係る会計監査費用は第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の0.5の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、当該会計監査費用に係る消費税等に相当する金額とともに、信託財産中から支弁するものとします。 ③ 本条第1項、第2項に規定する支出金を、以下「諸経費」といいます。 （信託報酬等の額） <u>第45条</u> 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>第42条</u>に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。 ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 （収益の分配方式） <u>第46条</u> <同左> <u>（追加信託金および一部解約金の計算方法）</u> <u>第47条</u> <u>〔削除〕</u> （収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） <u>第48条</u> 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については<u>第49条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日まで、一部解約金については、第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。</u> ② 受託者は、前項の規定により<u>委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後</u>は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 （収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） <u>第49条</u> 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から<u>収益分配金交付票と引き換えに</u>受益者に支払います。
---	---

えに受益者に支払います。 ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。</u>この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の売付けを行います。<u>当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u> ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、<u>信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。</u>なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、<u>社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u>また、<u>受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</u> ④ 一部解約金（第41条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、<u>受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。</u> ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。 ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算されるものとしします。 （収益分配金および償還金の時効） 第40条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、<u>第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u> （信託契約の一部解約） 第41条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する<u>受益権</u>につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める契約にかかる<u>受益権</u>については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。 ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を<u>受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</u> なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、<u>その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、<u>委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとしします。</u>	② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>委託者は原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。</u>この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の売付けを行います。 ③ 償還金は、<u>信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。</u> ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。 ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。 ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算されるものとしします。 ⑦ <u>記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届けるものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとしします。</u> ⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、<u>相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとしします。</u> （収益分配金および償還金の時効） 第50条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、<u>第49条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u> （信託契約の一部解約） 第51条 受益者は、<u>自己の保有する受益証券</u>につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める契約にかかる<u>受益証券</u>については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。 ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を<u>受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</u> ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、<u>委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとしします。</u>
---	--

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の<u>受付け</u>を中止することができます。 ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の<u>受付け</u>が中止された場合には、受益者は当該<u>受付け</u>中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該<u>受益権</u>の一部解約の価額は、当該<u>受付け</u>中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。 (質権口記載又は記録の受益権の取扱い) 第 42 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている<u>受益権</u>にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の<u>受付け</u>、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。 (信託契約の解約) 第 43 条 <略> (信託契約に関する監督官庁の命令) 第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。 ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、<u>第 48 条</u>の規定にしたがいます。 (委託者の認可取消等に伴う取扱い) 第 45 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第 48 条</u>第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。 <以下現行約款第 55 条から 57 条まで各条を 9 条繰上げ> (反対者の買取請求権) 第 49 条 <u>第 43 条</u>に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、<u>第 43 条</u>第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、<u>自己に帰属する受益権</u>を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 ② 前項の買取請求に関する取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。 (公告) 第 50 条 <略> (信託約款に関する疑義の取扱い) 第 51 条 <略> (付則) 第 1 条 <u>第 39 条</u>第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。 (添付信託約款付則第 2 条を削除し、以下の内容に置き換えます。) 第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、<u>第 13 条（受益証券の種類）から第 19 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</u>	⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の<u>受け付け</u>を中止することができます。 ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の<u>受け付け</u>が中止された場合には、受益者は当該<u>受け付け</u>中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該<u>証券</u>の一部解約の価額は、当該<u>受け付け</u>中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。 <新設> (信託契約の解約) 第 52 条 <同左> (信託契約に関する監督官庁の命令) 第 53 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。 ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、<u>第 57 条</u>の規定にしたがいます。 (委託者の認可取消等に伴う取扱い) 第 54 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第 57 条</u>第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。 (反対者の買取請求権) 第 57 条の 2 <u>第 52 条</u>に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、<u>第 52 条</u>第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、<u>自己の有する受益証券</u>を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 ② 前項の買取請求に関する取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。 (公告) 第 58 条 <同左> (信託約款に関する疑義の取扱い) 第 59 条 <同左> (付則) 第 1 条 <u>第 49 条</u>第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の<u>受益証券</u>の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。 第 2 条 （添付信託約款付則第 2 条をご参照ください。）
---	--

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称: やじろべえ

2006.4

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称: **やじろべえ**

追加型株式投資信託

投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

明治ドレスナー・アセットマネジメント

1. 「スーパーバランス(毎月分配型)」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年4月14日に関東財務局長に提出しており、平成18年4月15日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主に内外の株式、公社債およびリート(不動産投資信託)を投資対象としています。一般的に株式、公社債およびリートの価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
3. 投資信託は、元本が保証された商品ではありません。
4. 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆様に、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。
5. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
6. 本書は、証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）です。

発行者名 : 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 森 晋吉

本店の所在の場所 : 東京都港区北青山三丁目6番7号

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : スーパーバランス（毎月分配型）

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額 : 上限 5,000億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

投資信託説明書(請求目論見書)の目次

	頁
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	6
第4 ファンドの経理状況	7
1 財務諸表	10
2 ファンドの現況	26
第5 設定及び解約の実績	26

第1 ファンドの沿革

平成10年12月1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成17年11月30日 第7期決算

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

1. 受益証券の取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。
2. 受益証券の取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス (<http://www.mdam.co.jp>)

3. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「一般コース（分配金受取りコース）」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「累投コース（分配金再投資コース）」があります。収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

※「累投コース（分配金再投資コース）」を選択する場合には、受益証券の取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。

※販売会社により「一般コース（分配金受取りコース）」と「累投コース（分配金再投資コース）」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

※「累投コース（分配金再投資コース）」を選択する場合であっても、販売会社により、定期引出契約（名称が異なる場合があります。）を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。

4. お申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

5. 取得申込者と販売会社との間で保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社に受益証券の保管を委託することができます。なお、「累投コース（分配金再投資コース）」の場合、受益証券は全て保護預りとなります。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

6. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。

7. 申込期間中における受益証券の取得申込みの受付けは、原則として午後3時まで（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合には、午前11時まで）とし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとして取扱います。

8. 申込手数料

①申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税相当額をいいます。（以下同じ。）

※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

- ②累投コース（分配金再投資コース）でお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「別に定める契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
- ③販売会社により、他のファンドの償還金をもってその支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換え）があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

・信託の一部解約（解約請求制）

1. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス (<http://www.mdam.co.jp>)

- ※「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。
2. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。
 3. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
※自動継続投資契約にかかる受益証券については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
 4. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
 5. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記1.の規定に準じて計算された価額とします。
 6. 一部解約の実行の請求の受け付けは、原則として午後3時（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。
 7. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
 8. 換金（解約）手数料はありません。

※一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額

とします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、販売会社および下記委託会社において入手することができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス (<http://www.mdam.co.jp>)

(2) 保管

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管（保護預り）することができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は受益者の責任において保管することになりますので、大切に保管してください。

なお、「累投コース（分配金再投資コース）」でお申込みの場合は、受益者と販売会社の間に取り交わされる「別に定める契約」に基づき、受益証券はすべて販売会社が保管します。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

この信託の期間は無期限です。

(4) 計算期間

①ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日

までとします。

- ②各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)その他

① 信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部解約により、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずに上記3.の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③ 委託会社の認可取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④ 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は信託約款変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 償還金について

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引換えに受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 委託会社の営業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

⑦ 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいま
7. 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記1. から5. までの規定にしたがいま

⑧ 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱い、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨ 運用報告書

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

⑩ その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

⑪ 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益証券の募集・販売等の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3カ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の1カ月前までに委託者および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金請求権

1. 受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
3. 受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
4. 累投コース（分配金再投資コース）にお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社が、「別に定める契約」に基づき、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で決算日の翌営業日に自動的に再投資されます。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累投コース（分配金再投資コース）」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金請求権

1. 受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
3. 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
4. 受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③受益証券の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱い、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

④信託の一部解約の実行請求権

受益者は、受益証券の一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。受益証券の一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

※記名式の受益証券を有する受益者については、あらかじめ印鑑を届出るものとし、収益分配金の場合は収益分配金交付票に、償還金・一部解約金の場合は受益証券に記名し届出印を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

第4 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、第6期計算期間（平成15年12月2日から平成16年11月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第7期計算期間（平成16年12月1日から平成17年11月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期計算期間（平成15年12月2日から平成16年11月30日まで）及び第7期計算期間（平成16年12月1日から平成17年11月30日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

※当ファンドでは運用の基本方針等の変更を行っています。このため、平成18年4月17日以降は運用の方針が大幅に変更になります。

独立監査人の監査報告書

平成17年1月17日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

代表社員
関与社員

公認会計士

坪田 巧

関与社員 公認会計士

鈴木敏夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランスの平成15年12月2日から平成16年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランスの平成16年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年1月17日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

森 公高 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

奥村始史 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランスの平成16年12月1日から平成17年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランスの平成17年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

スーパーバランス

(1) 貸借対照表

区分	第6期 (平成16年11月30日現在)	第7期 (平成17年11月30日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	20,450,360	20,726,996
コール・ローン	209,805,966	190,922,379
株式	1,708,347,817	2,273,883,889
国債証券	1,711,098,375	1,800,795,070
地方債証券	94,198,000	100,160,000
特殊債券	276,108,042	168,535,960
社債券	216,936,000	206,767,700
未収入金	—	62,500
未収配当金	4,983,890	4,691,928
未収利息	16,451,699	15,464,699
前払費用	1,115,043	466,190
流動資産合計	4,259,495,192	4,782,477,311
資産合計	4,259,495,192	4,782,477,311
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	—	16,932,412
未払解約金	907,100	—
未払受託者報酬	2,213,593	2,359,299
未払委託者報酬	26,563,032	28,311,552
その他未払費用	110,616	117,898
流動負債合計	29,794,341	47,721,161
負債合計	29,794,341	47,721,161
純資産の部		
元本		
元本	4,651,035,531	4,544,282,096
剰余金		
期末剰余金又は欠損金 (△)	△421,334,680	190,474,054
(うち分配準備積立金)	(301,449,669)	(346,079,257)
剰余金合計	△421,334,680	190,474,054
純資産合計	4,229,700,851	4,734,756,150
負債・純資産合計	4,259,495,192	4,782,477,311

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	第 6 期 (自 平成15年12月 2 日 至 平成16年11月30日)	第 7 期 (自 平成16年12月 1 日 至 平成17年11月30日)
	金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	28,811,564	30,510,756
受取利息	54,546,625	46,121,390
有価証券売買等損益	184,504,559	508,793,567
為替差損益	△9,539,670	102,649,979
その他収益	370,889	640,161
営業収益合計	258,693,967	688,715,853
営業費用		
受託者報酬	4,719,533	4,601,407
委託者報酬	56,634,236	55,216,863
その他費用	3,018,119	2,663,282
営業費用合計	64,371,888	62,481,552
営業利益又は損失 (△)	194,322,079	626,234,301
経常利益又は損失 (△)	194,322,079	626,234,301
当期純利益又は純損失 (△)	194,322,079	626,234,301
一部解約に伴う当期純利益分配額	46,014,749	8,662,966
期首欠損金	716,885,981	421,334,680
欠損金減少額	149,111,809	11,337,098
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(149,111,809)	(11,337,098)
欠損金増加額	1,867,838	167,287
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(1,867,838)	(167,287)
分配金	—	16,932,412
期末剰余金又は欠損金 (△)	△421,334,680	190,474,054

重要な会計方針

区分	第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)	第7期 (自 平成16年12月1日 至 平成17年11月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、日本証券業協会が発表する基準値、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）②証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）③価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額一などに基づいて時価評価しております。ただし、残存期間1年以内の公社債（外貨建公社債は除く）については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所（ジャスダック証券取引所を除く）における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段（平成16年12月12日以前は日本証券業協会が発表する基準値）、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 公社債 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。 (2) 為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により計算しております。	同左
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	同左

区分	第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)	第7期 (自 平成16年12月1日 至 平成17年11月30日)
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

注記事項
(貸借対照表関係)

区分	第6期 (平成16年11月30日現在)
1. 期首元本額	5,829,370,219円
期中追加設定元本額	20,343,071円
期中解約元本額	1,198,677,759円
2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額	元本の欠損 421,334,680円

(貸借対照表関係)

区分	第7期 (平成17年11月30日現在)
1. 期首元本額	4,651,035,531円
期中追加設定元本額	16,579,712円
期中一部解約元本額	123,333,147円

(損益及び剰余金計算書関係)

第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)		
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した受取配当金、受取利息、有価証券売買等損益、為替差損益、その他収益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注1）、分配準備積立金（配当等収益）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した317,721,025円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 (単位:円)		
受取配当金	A	28,811,564
受取利息	B	54,546,625
有価証券売買等損益	C	184,504,559
為替差損益	D	△9,539,670
その他収益	E	370,889
解約に伴う当期純利益分配額	F	46,014,749
経費	G	64,371,888
繰越欠損金補てん額	H	92,703,159
収益調整金（その他収益調整金）（注1）	I	16,271,356
分配準備積立金（配当等収益）（注2）	J	180,330,303
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）	K	65,515,195
分配対象収益合計	L (A + B + C + D + E - F - G - H + I + J + K)	317,721,025
当ファンドの当期末残存受益権口数	M	4,651,035,531(口)
分配可能額	N (L)	317,721,025
1口当たり分配可能額	O (N/M)	0.0683
1口当たり分配額	P	0
収益分配金額	Q	0
(注1) 収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。 収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。 収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。		
(注2) 分配準備積立金（配当等収益） 経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。		
(注3) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。		

(損益及び剰余金計算書関係)

第7期 (自 平成16年12月1日 至 平成17年11月30日)		
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した受取配当金、受取利息、有価証券売買等損益、為替差損益、その他収益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注1）、分配準備積立金（配当等収益）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した380,114,116円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は18,177,128円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		
(単位:円)		
受取配当金	A	30,510,756
受取利息	B	46,121,390
有価証券売買等損益	C	508,793,567
為替差損益	D	102,649,979
その他収益	E	640,161
解約に伴う当期純利益分配額	F	8,662,966
経費	G	62,481,552
繰越欠損金補てん額	H	548,204,641
収益調整金（その他収益調整金）（注1）	I	17,102,447
分配準備積立金（配当等収益）（注2）	J	229,826,007
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）	K	63,818,968
分配対象収益合計	L (A + B + C + D + E - F - G - H + I + J + K)	380,114,116
当ファンドの当期末残存受益権口数	M	4,544,282,096(口)
分配可能額	N (L)	380,114,116
1口当たり分配可能額	O (N/M)	0.0836
1口当たり分配額	P	0.0040
収益分配金額	Q	18,177,128
※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は1,244,716円です。 (注1) 収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。 収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。 収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。		
(注2) 分配準備積立金（配当等収益） 経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌年に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。		
(注3) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。		

(有価証券関係)
 売買目的有価証券

第6期 (平成16年11月30日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	1,708,347,817	86,303,419
国債証券	1,711,098,375	15,635,992
地方債証券	94,198,000	1,053,000
特殊債券	276,108,042	187,000
社債券	216,936,000	2,365,200
合計	4,006,688,234	105,544,611

売買目的有価証券

第7期 (平成17年11月30日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	2,273,883,889	457,139,833
国債証券	1,800,795,070	△4,852,327
地方債証券	100,160,000	△618,000
特殊債券	168,535,960	△2,227,040
社債券	206,767,700	1,208,700
合計	4,550,142,619	450,651,166

(デリバティブ取引等関係)

I 取引の状況に関する事項

第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)	第7期 (自 平成16年12月1日 至 平成17年11月30日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引および外国為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による価格変動リスク、外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項
 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第6期 (平成16年11月30日現在)	第7期 (平成17年11月30日現在)
1口当たり純資産額 0.9094円 (1万口当たり純資産額 9,094円)	1口当たり純資産額 1.0419円 (1万口当たり純資産額 10,419円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
		円	円	
国際石油開発	7	877,000	6,139,000	
大林組	5,000	846	4,230,000	
清水建設	6,000	789	4,734,000	
鹿島建設	11,000	601	6,611,000	
大東建託	1,100	5,850	6,435,000	
大和ハウス工業	6,000	1,667	10,002,000	
積水ハウス	7,000	1,425	9,975,000	
山崎製パン	2,000	938	1,876,000	
麒麟麦酒	8,000	1,285	10,280,000	
コカ・コーラウエストジャパン	900	2,615	2,353,500	
キリンビバレッジ	600	2,320	1,392,000	
アサヒ飲料	1,000	1,332	1,332,000	
ローソン	1,300	4,780	6,214,000	
アスクル	500	3,530	1,765,000	
アスクル(新)	500	3,510	1,755,000	
味の素	5,000	1,190	5,950,000	
日清食品	1,200	3,310	3,972,000	
日本たばこ産業	1	1,610,000	1,610,000	
セブン&アイ・ホールディングス	5,700	4,200	23,940,000	
帝人	9,000	656	5,904,000	
東レ	11,000	820	9,020,000	
クラレ	4,000	1,184	4,736,000	
旭化成	8,000	671	5,368,000	
王子製紙	6,000	616	3,696,000	
日本製紙グループ本社	8	418,000	3,344,000	
住友化学	8,000	747	5,976,000	
信越化学工業	2,500	6,230	15,575,000	
三井化学	5,000	664	3,320,000	
J S R	1,300	2,920	3,796,000	
三菱ケミカルホールディングス	6,500	701	4,556,500	
野村総合研究所	300	12,300	3,690,000	
電通	23	323,000	7,429,000	
花王	5,000	2,820	14,100,000	
武田薬品工業	3,400	6,580	22,372,000	
アステラス製薬	2,700	4,630	12,501,000	
塩野義製薬	2,000	1,472	2,944,000	
中外製薬	3,000	2,705	8,115,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
エーザイ	1,500	4,610	6,915,000	
大正製薬	2,000	2,155	4,310,000	
テルモ	1,300	3,320	4,316,000	
第一三共	2,500	2,185	5,462,500	
オリエンタルランド	600	6,380	3,828,000	
フジテレビジョン	13	262,000	3,406,000	
ヤフー	128	145,000	18,560,000	
トレンドマイクロ	1,000	4,050	4,050,000	
日本オラクル	400	4,750	1,900,000	
富士写真フイルム	3,200	3,840	12,288,000	
コニカミノルタホールディングス	3,000	1,099	3,297,000	
資生堂	5,000	1,932	9,660,000	
新日本石油	8,000	871	6,968,000	
東燃ゼネラル石油	3,000	1,276	3,828,000	
ブリヂストン	3,000	2,575	7,725,000	
住友ゴム工業	1,000	1,622	1,622,000	
旭硝子	7,000	1,380	9,660,000	
東陶機器	4,000	1,077	4,308,000	
日本碍子	2,000	1,851	3,702,000	
新日本製鐵	38,000	408	15,504,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	3,100	3,800	11,780,000	
住友金属鉱山	5,000	1,208	6,040,000	
住友電気工業	6,000	1,657	9,942,000	
東洋製罐	1,000	1,798	1,798,000	
住生活グループ	2,900	2,215	6,423,500	
豊田自動織機	2,700	4,160	11,232,000	
SMC	600	16,080	9,648,000	
小松製作所	5,000	1,672	8,360,000	
クボタ	14,000	934	13,076,000	
ダイキン工業	3,100	3,260	10,106,000	
ブラザー工業	2,000	1,117	2,234,000	
日立製作所	13,000	808	10,504,000	
東芝	12,000	630	7,560,000	
三菱電機	10,000	804	8,040,000	
マブチモーター	200	6,660	1,332,000	
日本電産	600	8,600	5,160,000	
オムロン	1,100	2,730	3,003,000	
エルピーダメモリ	900	3,460	3,114,000	
日本電気	10,000	725	7,250,000	
富士通	7,000	876	6,132,000	
NECエレクトロニクス	600	4,190	2,514,000	
セイコーエプソン	1,100	3,070	3,377,000	
松下電器産業	9,000	2,415	21,735,000	
シャープ	5,000	1,856	9,280,000	
ソニー	3,700	4,450	16,465,000	
TDK	600	10,030	6,018,000	
三洋電機	8,000	267	2,136,000	
ヒロセ電機	200	16,120	3,224,000	
アドバンテスト	500	10,900	5,450,000	
キーエンス	200	30,500	6,100,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
デンソー	4,200	3,690	15,498,000	
ファナック	1,100	9,830	10,813,000	
ローム	600	10,840	6,504,000	
京セラ	900	8,200	7,380,000	
村田製作所	1,200	6,840	8,208,000	
日東電工	1,000	8,220	8,220,000	
三菱重工業	32,000	505	16,160,000	
日産自動車	17,000	1,233	20,961,000	
トヨタ自動車	11,500	5,790	66,585,000	
NOK	600	3,210	1,926,000	
アイシン精機	1,200	3,700	4,440,000	
本田技研工業	3,300	6,720	22,176,000	
スズキ	3,200	2,235	7,152,000	
良品計画	600	7,880	4,728,000	
ネットワンシステムズ	7	259,000	1,813,000	
ニコン	2,000	1,814	3,628,000	
オリンパス	1,000	3,080	3,080,000	
HOYA	2,800	4,330	12,124,000	
キャノン	3,200	6,710	21,472,000	
リコー	3,000	2,095	6,285,000	
凸版印刷	3,000	1,316	3,948,000	
大日本印刷	4,000	2,045	8,180,000	
ヤマハ	1,200	1,871	2,245,200	
任天堂	800	13,160	10,528,000	
伊藤忠商事	10,000	905	9,050,000	
オンワード樫山	3,000	1,990	5,970,000	
三井物産	10,000	1,476	14,760,000	
東京エレクトロン	900	7,270	6,543,000	
住友商事	7,000	1,423	9,961,000	
三菱商事	8,000	2,455	19,640,000	
ユニ・チャーム	300	5,490	1,647,000	
高島屋	2,000	1,854	3,708,000	
伊勢丹	1,600	2,365	3,784,000	
丸井	2,700	2,250	6,075,000	
クレディセゾン	800	5,150	4,120,000	
イオン	4,800	2,670	12,816,000	
新生銀行	5,000	672	3,360,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	38.64	1,510,000	58,346,400	
三井トラスト・ホールディングス	4,000	1,475	5,900,000	
三井住友フィナンシャルグループ	27	1,130,000	30,510,000	
福岡銀行	5,000	899	4,495,000	
千葉銀行	9,000	981	8,829,000	
横浜銀行	10,000	895	8,950,000	
静岡銀行	4,000	1,167	4,668,000	
京都銀行	3,000	1,325	3,975,000	
広島銀行	6,000	728	4,368,000	
住友信託銀行	7,000	1,009	7,063,000	
みずほフィナンシャルグループ	46	845,000	38,870,000	
アイフル	700	9,100	6,370,000	
アコム	950	7,150	6,792,500	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
プロミス	650	7,240	4,706,000	
オリックス	500	25,860	12,930,000	
ジャフコ	200	8,510	1,702,000	
大和証券グループ本社	7,000	1,169	8,183,000	
日興コーディアルグループ	4,500	1,635	7,357,500	
野村ホールディングス	7,900	2,005	15,839,500	
三井住友海上火災保険	7,000	1,370	9,590,000	
損害保険ジャパン	5,000	1,580	7,900,000	
ミレアホールディングス	7	1,980,000	13,860,000	
T & Dホールディングス	950	7,570	7,191,500	
三井不動産	5,000	1,935	9,675,000	
三菱地所	6,000	1,757	10,542,000	
住友不動産	4,000	1,998	7,992,000	
東京急行電鉄	8,000	715	5,720,000	
小田急電鉄	3,000	647	1,941,000	
東日本旅客鉄道	15	754,000	11,310,000	
西日本旅客鉄道	10	459,000	4,590,000	
東海旅客鉄道	9	1,030,000	9,270,000	
近畿日本鉄道	11,000	434	4,774,000	
日本通運	5,000	642	3,210,000	
ヤマトホールディングス	4,000	1,968	7,872,000	
日本郵船	2,000	730	1,460,000	
商船三井	9,000	884	7,956,000	
日本航空	14,000	302	4,228,000	
上組	2,000	988	1,976,000	
日本テレビ放送網	170	18,480	3,141,600	
日本電信電話	43	542,000	23,306,000	
K D D I	16	628,000	10,048,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	156	188,000	29,328,000	
東京電力	6,800	2,880	19,584,000	
中部電力	3,800	2,860	10,868,000	
関西電力	3,700	2,550	9,435,000	
東北電力	1,000	2,315	2,315,000	
電源開発	600	3,890	2,334,000	
東京瓦斯	15,000	483	7,245,000	
大阪瓦斯	14,000	393	5,502,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	9	424,000	3,816,000	
スクウェア・エニックス	1,100	3,310	3,641,000	
セコム	2,000	6,170	12,340,000	
コナミ	800	2,395	1,916,000	
ベネッセコーポレーション	700	3,810	2,667,000	
ヤマダ電機	500	12,270	6,135,000	
ファーストリテイリング	400	8,490	3,396,000	
ソフトバンク	1,900	9,640	18,316,000	
日本円小計	720,983.64		1,519,085,200	
		米ドル	米ドル	
GOOGLE INC [A]	70	403.79	28,265.30	
NEWS CORP. 'A'	2,330	14.99	34,926.70	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	180	42.55	7,659.00	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ABBOTT LABORATORIES	730	38.16	27,856.80	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	600	89.10	53,460.00	
DU PONT(E.I.)DE NEMOURS	1,160	43.43	50,378.80	
ALLSTATE CORP	500	57.06	28,530.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	700	36.78	25,746.00	
ALCOA INC	1,916	27.87	53,398.92	
AMGEN INC	575	81.03	46,592.25	
AMERICAN EXPRESS COMPANY	900	52.13	46,917.00	
WYETH	650	41.93	27,254.50	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	700	68.06	47,642.00	
ANHEUSER-BUSCH COS INC	430	44.70	19,221.00	
TYCO INTERNATIONAL LTD	1,100	28.36	31,196.00	
COMCAST CORP-CL A	1,600	26.75	42,800.00	
APPLIED MATERIALS INC	1,400	18.16	25,424.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	1,060	32.15	34,079.00	
BELLSOUTH CORP	1,320	27.62	36,458.40	
BOEING CO	500	69.13	34,565.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,100	21.90	24,090.00	
FEDEX CORP	400	97.90	39,160.00	
CATERPILLAR INC	800	57.10	45,680.00	
JPMORGAN CHASE & CO	1,366	38.96	53,219.36	
CISCO SYSTEMS INC	2,400	17.51	42,024.00	
COCA-COLA COMPANY	1,200	43.05	51,660.00	
CENDANT CORP	1,500	17.81	26,715.00	
TARGET CORP	700	54.00	37,800.00	
DELL INC	1,293	30.42	39,333.06	
MORGAN ST DEAN WITTER &CO	900	56.80	51,120.00	
THE WALT DISNEY CO.	1,500	25.08	37,620.00	
DOW CHEMICAL	1,200	46.24	55,488.00	
EBAY INC	1,200	44.49	53,388.00	
EMC CORP/MASS	2,000	13.96	27,920.00	
BANK OF AMERICA CORP	1,366	46.78	63,901.48	
CITIGROUP INC	1,800	49.09	88,362.00	
EMERSON ELECTRIC CO	700	75.57	52,899.00	
EXXON MOBIL CORPORATION	2,200	58.34	128,348.00	
FANNIE MAE	600	49.43	29,658.00	
FREDDIE MAC	600	63.57	38,142.00	
WACHOVIA CORP	800	54.43	43,544.00	
FIRST DATA CORP	700	44.23	30,961.00	
GENERAL ELECTRIC CO.	3,600	35.93	129,348.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	300	130.45	39,135.00	
HEWLETT-PACKARD CO.	1,550	29.96	46,438.00	
HOME DEPOT INC	1,500	42.00	63,000.00	
INTEL CORP	2,100	26.78	56,238.00	
JOHNSON & JOHNSON	980	62.00	60,760.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	300	59.41	17,823.00	
LILLY(ELI)&CO	500	50.05	25,025.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	500	78.49	39,245.00	
LOWE'S COS INC	700	67.75	47,425.00	
MBNA CORP	1,600	27.10	43,360.00	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
MCDONALD'S CORPORATION	1,900	33.93	64,467.00	
METLIFE INC	600	51.97	31,182.00	
MEDTRONIC INC	800	56.14	44,912.00	
MERCK & CO. INC	900	30.02	27,018.00	
MERRILL LYNCH & CO	700	67.52	47,264.00	
MICROSOFT CORP	3,100	27.68	85,808.00	
3M CO	900	78.35	70,515.00	
MOTOROLA INC	1,500	24.15	36,225.00	
WELLS FARGO & COMPANY	900	63.84	57,456.00	
ORACLE CORPORATION	2,200	12.73	28,006.00	
EXELON CORP	1,100	52.39	57,629.00	
PEPSICO INC	900	59.77	53,793.00	
PFIZER INC	2,508	21.47	53,846.76	
ALTRIA GROUP INC	700	72.96	51,072.00	
PROCTER&GAMBLE CO	1,570	57.68	90,557.60	
TIME WARNER INC	3,027	17.87	54,092.49	
QUALCOMM INC	700	45.54	31,878.00	
US BANCORP	1,200	30.89	37,068.00	
SCHLUMBERGER LTD	1,100	94.45	103,895.00	
WELLPOINT INC	800	76.58	61,264.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	700	77.96	54,572.00	
SOUTHERN CO	1,700	35.06	59,602.00	
AT&T INC	1,500	25.05	37,575.00	
CHEVRON CORP	1,528	57.37	87,661.36	
TEXAS INSTRUMENTS INC	1,100	31.86	35,046.00	
UNITED TECHNOLOGIES CORP	600	54.18	32,508.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	900	60.07	54,063.00	
VIACOM INC-CL B	1,180	33.95	40,061.00	
WALGREEN CO	800	46.96	37,568.00	
WAL-MART STORES INC	900	49.01	44,109.00	
WASHINGTON MUTUAL INC	1,000	42.14	42,140.00	
YAHOO! INC	700	40.19	28,133.00	
米ドル小計			米ドル	
	98,089		3,972,187.78	
			(475,391,433)	
		スターリングポンド	スターリングポンド	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	2,200	18.10	39,820.00	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	1,494	19.09	28,520.46	
NATIONAL GRID PLC	2,544	5.50	13,992.00	
BHP BILLITON PLC	2,500	8.84	22,100.00	
AVIVA PLC	2,500	7.04	17,587.50	
DIAGEO PLC	869	8.46	7,351.74	
BRIT.AMERICAN TOBACCO	1,300	12.74	16,562.00	
ANGLO AMERICAN PLC	1,000	18.70	18,700.00	
HSBC HOLDINGS PLC	3,680	9.36	34,426.40	
UNILEVER PLC	2,200	5.66	12,452.00	
RIO TINTO PLC-REG	1,300	23.80	30,940.00	
VODAFONE GROUP PLC	26,036	1.27	32,935.54	
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	1,241	16.78	20,823.98	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
BP PLC	8,206	6.42	52,641.49	
LLOYDS TSB GROUP PLC	3,386	4.78	16,168.15	
TESCO PLC	4,958	3.07	15,208.66	
GLAXOSMITHKLINE PLC	1,934	14.49	28,023.66	
ASTRAZENECA PLC	781	26.81	20,938.61	
HBOS PLC	2,200	8.81	19,382.00	
BT GROUP PLC	5,500	2.17	11,921.25	
BARCLAYS PLC	3,320	5.96	19,770.60	
スターリングポンド小計			スターリングポンド	
	79,149		480,266.04	
			(98,752,303)	
		スイスフラン	スイスフラン	
ZURICH FINANCIAL SERVICES	50	263.50	13,175.00	
NOVARTIS AG-REG SHS	975	69.30	67,567.50	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	326	198.10	64,580.60	
NESTLE SA-REGISTERED	158	391.75	61,896.50	
UBS AG-REGISTERED	609	122.20	74,419.80	
CREDIT SUISSE GROUP-REG	593	65.20	38,663.60	
スイスフラン小計			スイスフラン	
	2,711		320,303.00	
			(29,176,400)	
		香港ドル	香港ドル	
CLP HOLDINGS LTD	11,000	45.80	503,800.00	
CHEUNG KONG	5,000	82.45	412,250.00	
HANG SENG BANK	3,600	103.20	371,520.00	
HUTCHISON WHAMPOA	4,000	75.00	300,000.00	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	4,000	74.75	299,000.00	
香港ドル小計			香港ドル	
	27,600		1,886,570.00	
			(29,109,775)	
		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
NORDEA BANK AB	3,500	80.00	280,000.00	
ERICSSON LM-B SHS	11,000	26.60	292,600.00	
スウェーデンクローネ小計			スウェーデンクローネ	
	14,500		572,600.00	
			(8,468,754)	
		ユーロ	ユーロ	
SAP AG	83	152.50	12,657.50	
E.ON AG	304	80.59	24,499.36	
BASF AG	522	62.69	32,724.18	
ALLIANZ AG-REG	90	123.81	11,142.90	
DAIMLERCHRYSLER AG-REG	1,199	42.97	51,521.03	
SIEMENS AG	442	64.99	28,725.58	
DEUTSCHE BANK AG -REG	146	83.70	12,220.20	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	1,231	14.20	17,480.20	
ASSICURAZIONI GENERALI	572	26.39	15,095.08	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ENEL SPA	2,462	6.72	16,547.10	
ENI SPA	2,352	23.19	54,542.88	
TELECOM ITALIA SPA	6,166	2.40	14,792.23	
L'OREAL	134	61.45	8,234.30	
LVMH	584	72.90	42,573.60	
VIVENDI UNIVERSAL	1,497	24.97	37,380.09	
TOTAL SA	236	213.60	50,409.60	
FRANCE TELECOM SA	937	21.39	20,042.43	
CARREFOUR SA	602	36.90	22,213.80	
SANOFI-AVENTIS SA	403	68.95	27,786.85	
SOCIETE GENERALE	103	102.00	10,506.00	
AXA	499	25.98	12,964.02	
BNP PARIBAS	384	68.20	26,188.80	
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	209	49.30	10,303.70	
ABN AMRO HOLDING NV	1,099	21.02	23,100.98	
UNILEVER NV-CVA	288	56.95	16,401.60	
KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICNV EINDHOV	1,747	23.75	41,491.25	
ING GROEP N.V.	628	27.71	17,401.88	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	2,366	15.05	35,608.30	
BANCO SANTANDER CENTRAL HISP	4,420	10.85	47,957.00	
TELEFONICA S.A.	1,761	12.58	22,153.38	
NOKIA OYJ	2,950	14.70	43,365.00	
ユーロ小計			ユーロ	
	36,416		808,030.82	
			(113,900,024)	
合計				
	979,448.64		2,273,883,889	
			(754,798,689)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		円	円	
国債証券	第190回利付国債(10年)	50,000,000	51,477,000	
国債証券	第200回利付国債(10年)	70,000,000	72,524,200	
国債証券	第202回利付国債(10年)	100,000,000	104,172,000	
国債証券	第204回利付国債(10年)	91,000,000	93,981,160	
国債証券	第206回利付国債(10年)	35,000,000	36,119,650	
国債証券	第230回利付国債(10年)	165,000,000	167,468,400	
国債証券	第232回利付国債(10年)	200,000,000	203,756,000	
国債証券	第234回利付国債(10年)	100,000,000	102,837,000	
国債証券	第238回利付国債(10年)	70,000,000	71,804,600	
国債証券	第239回利付国債(10年)	70,000,000	71,696,100	
国債証券	第242回利付国債(10年)	80,000,000	80,734,400	
国債証券	第263回利付国債(10年)	100,000,000	102,245,000	
国債証券	第270回利付国債(10年)	52,000,000	51,475,320	
国債証券	第272回利付国債(10年)	135,000,000	134,535,600	
	国債証券小計	1,318,000,000	1,344,826,430	
地方債証券	第618回東京都公募公債	100,000,000	100,160,000	
	地方債証券小計	100,000,000	100,160,000	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	第755回政府保証公営企業債券	114,000,000	118,205,460	
特殊債券	第149回全信連債券	50,000,000	50,330,500	
	特殊債券小計	164,000,000	168,535,960	
社債券	第501回東京電力株式会社社債	10,000,000	9,794,700	
社債券	第464回中部電力株式会社社債	100,000,000	96,213,000	
社債券	第439回関西電力株式会社社債	100,000,000	100,760,000	
	社債券小計	210,000,000	206,767,700	
	日本円小計	1,792,000,000	1,820,290,090	
		米ドル	米ドル	
国債証券	US T-NOTE 3.625%07/04/30	170,000	168,165.70	
国債証券	US T-NOTE 4%07/08/31	150,000	148,968.00	
国債証券	US T-NOTE 3.875%09/05/15	240,000	236,023.20	
国債証券	US T-NOTE 5%11/08/15	120,000	123,561.60	
国債証券	US T-NOTE 4.25%13/08/15	150,000	147,655.50	
国債証券	US T-NOTE 4%14/02/15	210,000	202,715.10	
国債証券	US T-BOND 6.125%27/11/15	110,000	129,800.00	
	米ドル小計		米ドル	
		1,150,000	1,156,889.10	
		(137,632,000)	(138,456,487)	
		カナダドル	カナダドル	
国債証券	CAN GOVT 5.25%12/06/01	150,000	161,317.50	
	カナダドル小計		カナダドル	
		150,000	161,317.50	
		(15,349,500)	(16,507,619)	
		スターリングポンド	スターリングポンド	
国債証券	UK GILT 5%14/09/07	150,000	158,175.00	
	スターリングポンド小計		スターリングポンド	
		150,000	158,175.00	
		(30,843,000)	(32,523,943)	
		ユーロ	ユーロ	
国債証券	GER BUNDS 6%07/01/04	80,000	82,864.00	
国債証券	GER BUNDS 5.25%08/01/04	160,000	167,888.00	
国債証券	GER BUNDS 3.75%09/01/04	250,000	256,250.00	
国債証券	GER BUNDS 6%16/06/20	140,000	170,898.00	
国債証券	GER BUNDS 4.75%28/07/04	220,000	254,012.00	
国債証券	FRA GOVT 4%09/04/25	180,000	186,156.00	
国債証券	FRA GOVT 4.75%12/10/25	300,000	327,870.00	
国債証券	FRA GOVT 4%13/04/25	140,000	146,594.00	
国債証券	FRA GOVT 4%55/04/25	20,000	20,850.00	
国債証券	FRA GOVT 4%55/04/25	20,000	20,850.00	
国債証券	SPA GOVT 4%10/01/31	260,000	270,426.00	
	ユーロ小計		ユーロ	
		1,770,000	1,904,658.00	
		(249,499,200)	(268,480,591)	
	合計	2,225,323,700	2,276,258,730	
		(433,323,700)	(455,968,640)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額です。
(注2) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の合計額であり、内数で表示しております。
(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 85 銘柄 国債証券 7 銘柄	77.4%	22.6%	13.5%
カナダドル	国債証券 1 銘柄	—	100.0%	0.4%
スターリングポンド	株式 21 銘柄 国債証券 1 銘柄	75.2%	24.8%	2.9%
スイスフラン	株式 6 銘柄	100.0%	—	0.6%
香港ドル	株式 5 銘柄	100.0%	—	0.6%
スウェーデンクローネ	株式 2 銘柄	100.0%	—	0.2%
ユーロ	株式 31 銘柄 国債証券 11 銘柄	29.8%	70.2%	8.4%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成18年3月6日現在)

I 資産総額	4,832,947,990 円
II 負債総額	17,817,676 円
III 純資産総額 (I - II)	4,815,130,314 円
IV 発行済数量	4,540,765,226 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0604 円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間(平成10年12月1日から平成11年11月30日まで)	7,455,238,478	1,511,195,969
第2 計算期間(平成11年12月1日から平成12年11月30日まで)	536,115,110	382,106,870
第3 計算期間(平成12年12月1日から平成13年11月30日まで)	21,897,711	58,184,003
第4 計算期間(平成13年12月1日から平成14年12月2日まで)	6,633,984	145,473,378
第5 計算期間(平成14年12月3日から平成15年12月1日まで)	3,795,404	97,350,248
第6 計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月30日まで)	20,343,071	1,198,677,759
第7 計算期間(平成16年12月1日から平成17年11月30日まで)	16,579,712	123,333,147

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称: やじろべえ